

2A-69

166
289



保 險 節 用

京都市下京區寺町通佛光寺角 京都支社

大坂市東區瓦町三丁目 大坂支社

東京市京橋區三十間堀壹丁目貳番地

電話千百四拾四番

明教保險株式會社

明 保 險 株 式 會 社

● 當社の資本金

一 當社の資本金は五十萬圓にして別に責任積立金及準備積立金を置く

● 當社の營業

一 當社は博愛共濟の公義に據り護法布教の大道に準し確實便益に生命火災の保險業務を經營す

● 當社の主義

一 當社は營利的一方の方途を執らず豫め利益配當高の標準を定め其餘金は興學布教の公資に充て或は慈善共濟の義金に喜捨す

社 長	宏 佛海
取 締 役	佐久間貞一
取 締 役	山中隣之助
取 締 役	梅浦精一
取 締 役	高松喜六
兼 支 配 人	宏 虎童
監 査 役	真中忠直
監 査 役	田村英二
監 査 役	上田省吾
顧 問	醫學博士 佐藤 進
診 査 醫 生	醫學士 伊勢鏡五郎
	醫務主任 富士川 游

京都支社

取 締 役 兼 京 都 支 社 長	膳 平 兵 衛
取 締 役	大 野 嘉 助
取 締 役	山 田 定 七
監 査 役	竹 村 藤 兵 衛

大坂支社

顧 問 醫 生	猪 子 止 戈 之 助
顧 問 醫 生	齋 藤 仙 也
顧 問 醫 生 兼 診 査 醫 生	馬 杉 則 知

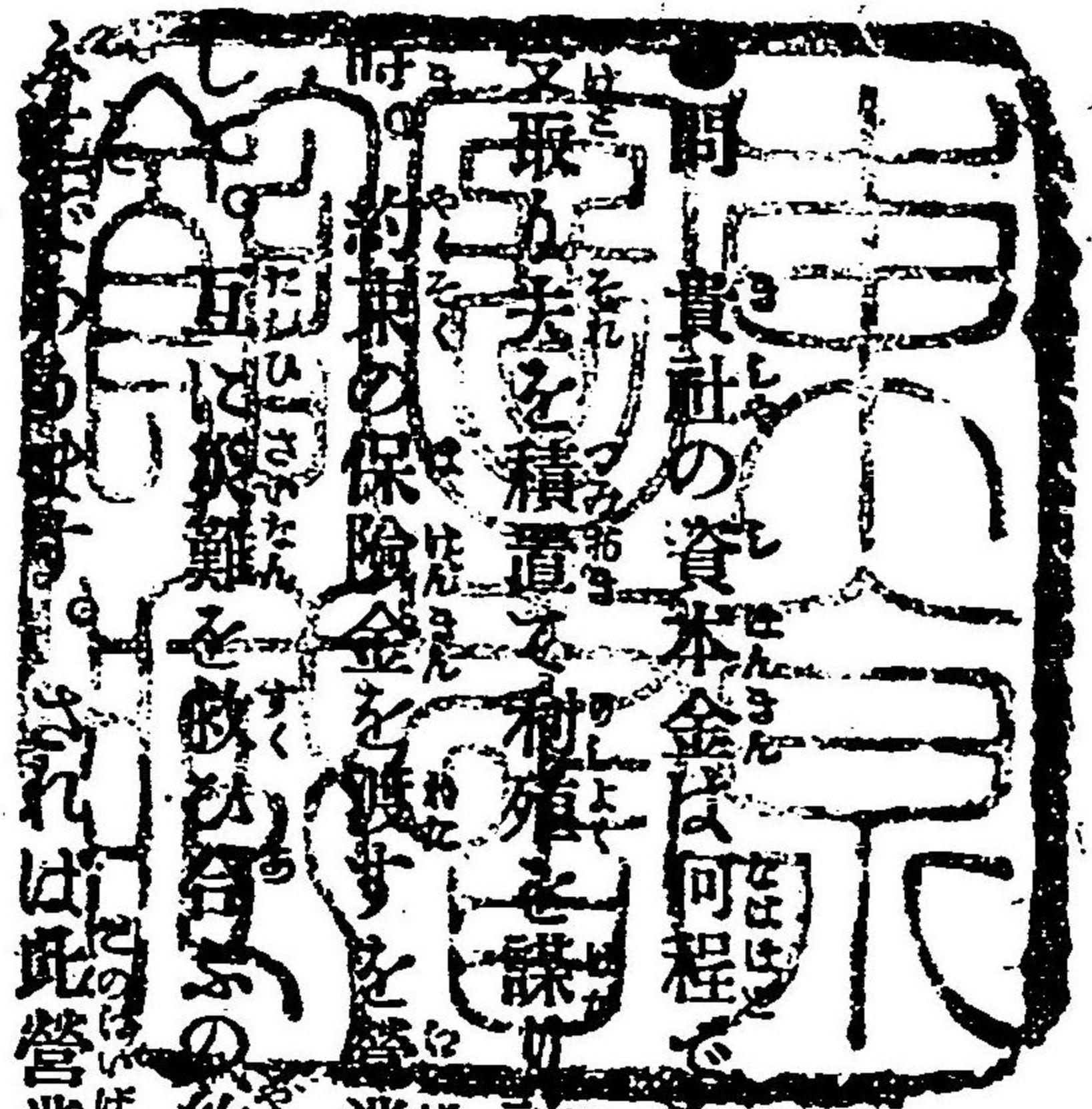
大坂支社

取 締 役 兼 大 坂 支 社 長	古 畑 寅 造
取 締 役	鳴 戸 嘉 七
監 査 役	湖 龜 次 郎 七

顧 問 醫 生 從 四 位 勳 三 等 緒 方 惟 準

● 明教保險株式會社

通俗保險問答



● 問 被 保 人
▲ 答 社 員 渡 邊 義 方



問 貴社の資本金は何程のりですか ▲ 答 生命保險會社は被保人より掛金を取り去る積立金を積立し被保人中に死者あるか又ハ被保人が受取年齢に達せし時約束の保險金を償還すを營業と致すものゆゑ。取りも直さず被保人が相共に積立し互に取立金を積立し約束を結び、會社は其中間に立ちて。此事務を取扱かすに當りては能く此理を運用し。現に資本金を備へざるも。一向差支なき譯で。歐米諸國にては能く此理を運用し。現に資本金を備へざるも。一向差支なき譯らるゝなり。さりながら戦争とか又は流行病などのために。被保人中豫算外の死

亡者を増し拂ひ渡すべき金高非常に嵩みて掛金のみにてい。不足せるが如き萬々一の場合あらんことを慮ばかり。當社は資本金五拾萬圓を置き以て非常の損失に備へ。尙ほ此外に保險責任積立金を設備て會社の基礎を固ふし併せて被保人一般の安全を保證いたすの組織であります。 ●問 貴社の營業とする生命保險とは如何なる儀り詳細説明ありたし ▲答 生命保險とは當社と約束なされて毎年若は毎月少しつゝの掛金をお拂ひになれば死後又は老後若くは豫定の受取年限に至りて約束の保險金を得る方法であります。 ●問 自分は自分の死後。遺産の一部及び自分の吊祭金に充つるため。千圓の保險金を得たく思ひますが。夫には如何云ふ契約をなし又毎年何程つゝの掛金をなせば宜しきや ▲答 されば死後保險金を得るの契約を

尋常終身保險

と申します。而して其掛金の被保人の年齢に依り。夫々多少の割合がありますから。先足下のお齡をお聞き申さねば掛金の多寡をお示し申す事が出来ませぬ。 ●問 成

程。自分は満三十歳になります。 ▲答 ハ、ア卅におなりですか、三十なれば斯うツと、左様貳拾貳圓四拾錢になります。委細は規則書の第一表を御覽なさい。 ●問 デハ何ですか自分が生きて居る間、毎年貳拾貳圓四拾錢ツ、の掛金を拂へば、イツ何時死去致すとも千圓の保險金は遺族の手に受取れる譯ですか ▲答 左様、御意の通りです、不延喜な事を申すやうですが只だ一度分の掛金をなされたばかりで萬一お死去にならるとも保險金の千圓のたしかに足下の遺族、則ち足下が生前に定めおかれたる受取人の手お拂ひ渡します。 ●問 委細分りました、が、併し仰の如く早死いたせば大層な得ですが、凡そ人情として誰しも早死を好むものはなく好んば病身の人でありませうとも、當人自身の心には適晴長生きするものと思ひ居るに相違ありません現に自分等も左様に思ひ居る一人であります、されば自分が今千圓の保險を付け八九十までも長生きするものと見ますれば其掛金の年々に積りて莫大な金高となり、結局千圓の保險金を得るために、千圓以上の掛金をするやう

命保險ハ
素ト節儉貯蓄心
ノ結果ナリト雖モ、亦
コレガ爲ニ却テ貯蓄心ヲ起ス
モノナリ、夫レ貯蓄ノ事タルヤ、今
ノ慾ヲ捨テ、後ノ快ヲ取り、近キ利ヲ捨
テ、遠キ樂ヲ期スルモノナレバ、能ク已ニ克ツノ
勇氣アルニアラザレバ之ヲ爲シ遂グルコト容易ナラズ、
之ニ反シテ生命保險ノ法ニアリテハ若シ中途ニシテ之ヲ廢スレ
バ十年二十年ノ辛苦一朝ニシテ水泡ニ歸スルモノナレバ貯蓄心ノ左ホ
ト強カラザルモノト雖モ、知ラズ、已ニ克ツノ勇ヲ鼓シ以テ
貯蓄心ヲ起スニ至ル、且普通ノ貯蓄ニ於ケルト異ナリテ
萬一不幸ニシテ中途ニ死去スルトキハ契約ノ金額
ヲ一時ニ領收シ得ルノ便益アリ、故ニ生命
保險ハ一種ノ貯蓄法ニシテ、而カモ
普通ノ貯蓄ニ比スレバ上記二
様ノ利益アリ、是レ其
大ニ勝レル所
以ノ一ナ
リ

有期掛金
終身保險

な結果になり、到底算當に合はぬのみか、人の活計向も二十年三十年の長い間には、
必ず多少の浮沈がありますから生涯此の掛金を掛け続けると云ふに至つては後々の
事までも、篤と考へた上でなうては容易に約束されぬと思ひます。 ●答 イ
やよい處へお氣が注がれました、ケンども、今まお話し申した尋常終身保險を付けや
うと思しめすお方にして今ま足下が仰しやつた通りの御掛念がありますならば

有期掛金終身保險

になされませ ●問 とは又何故です ●答 さればです有期掛金終身保險あれば
一年、五年、十年、十五年、二十年と被保人の随意に掛金拂込の年限を定め得られ
まするに依て、各自が其家業も働らさ得らる、強健の内に掛金を濟ませ、松も杖つ
く老ひの坂に、足踏みかける頃合には丁度掛金拂濟證書を得られますから、其以
後は安心して餘生を送ることが出来ます ●問 テハ私しが其保險千圓を付け十五年
拂込としますれば年分に何程の掛金になります ●答 左様。三拾四圓六拾錢で有

ます、委細は規則書の第二表を御覽なさい ●問 ハ、アー、三拾四圓六拾錢……
 斯うーツと、十五年分にて五百拾九圓となりますナ ▲答 左様です ●問 左す
 れば手もなく五百拾九圓の掛金をなして死後千圓の保険金を得る譯で尋常の保険よ
 りは至極便利に思はれますが、此掛金を濟さぬうち即ち十五年以内死した時の
 如何なり升か ▲答 矢張尋常保険と同様に受取人に千圓を渡し、其時限り掛金を
 なすに及びませぬ ●問 併し其千圓は九々渡されますか但しは未済の掛金——例
 へば十五年拂込の契約をした被保人則ち私しが五年目に死去したとしますれば、跡
 十年分の掛金が未済であり升から、其未済の分は無論右の千圓の内から差引かれる
 譯でありませうネ ▲答 イエ左様でいありませぬ、たとへ何程澤山の未済掛金が
 わりませうとも、夫を差引いて保険金を渡すなど、云ふ不都合の事は斷じてありませ
 ず又其遺族が未済の掛金を拂ひ續くるにも及ばず、保険金の千圓は一文も欠さず受
 取れます ●問 シテ見ますると生命保険は尋常よせよ、有期にせよ、孰れに致して

も徳なもので、妻子眷族のため家のため、又一ツには先祖の祭祀を絶さぬやう心掛
 るものは、是非とも付ておかんければなりません、何が借人情と申すものは變
 もので、晩かれ早かれイツカ一度は必ず死ぬ事と、豫て承知して居ながら死な
 ねば保険金が取れぬと申すと、何うやら命掛けの取除無盡見るやうに思はれますが、
 其邊はどんなもので…… ▲答 アハ、ハ、ハ、命掛の取除無盡とハ面白く解釋で單
 純なる生命保険、則ち尋常、有期等の終身保険は仰の通り命掛の取除無盡と解釋な
 されて差支ない譯です ●問 爾して見ますると、早死した者が徳をして長生きし
 た者が損を致す譯ゆる、私のやうあピン／＼した強健の者には、左程も保険の必要
 もないやうに思はれます、よしや有るとしましても長生きすればする程、損金の高
 が嵩むとあつては何分算當に合はぬ話して…… ▲答 イヤ夫れは違ひます、足下
 のまだ保険の眞面目を能く御承知なさらぬから、右様のお疑ひが起るので……凡
 そ人の一生は俗に申す七轉び八起きで、よい事もあれバ凶い事もあり、決して無事

(一) 表 覽 一 行 銀

第十九	第十八	第十七	第十六	第十五	第十四	第十三	第十二	第十一	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	國立銀行	
上田	長崎	福岡	岐阜	東京	松本	大阪	富山	名古屋	甲府	熊本	高知	東京	東京	新潟	東京	東京	東京	東京		
第四十五	第四十三	第四十二	第四十一	第四十	第三十九	第三十八	第三十七	第三十六	第三十五	第三十四	第三十二	第三十	第二十九	第二十七	第二十五	第二十三	第二十二	第二十一		
東根	和歌山	大阪	栃木	館林	前橋	姫路	高知	八王子	靜岡	大阪	大阪	東京	川石	東京	小濱	大分	岡山	長濱		東京
第六十六	第六十五	第六十四	第六十三	第六十二	第六十一	第六十	第五十九	第五十八	第五十七	第五十六	第五十五	第五十三	第五十二	第五十一	第四十九	第四十八	第四十七	第四十六	名古屋	
尾道	神戶	大津	松代	水戸	久留米	東京	弘前	大前	武生	西本	出石	津和野	松山	岸和田	土浦	京都	秋田	富山		名古屋
第八十七	第八十六	第八十五	第八十四	第八十三	第八十二	第八十一	第八十	第七十九	第七十八	第七十七	第七十六	第七十四	第七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八		六十七
小倉	岡山	川越	東京	東野	上野	鳥取	山形	高知	大坂	八王子	仙臺	高須	横濱	大坂	佐賀	村上	淀川	長岡		郡山

(二) 表 覽 一 行 銀

第百七	第百六	第百五	第百四	第百三	第百二	第百一	第百	第九十九	第九十八	第九十七	第九十六	第九十五	第九十四	第九十三	第九十二	第九十一	第九十	第八十九	第八十八	
福島	佐賀	津戸	水戸	横山	殿原	梁川	東京	平戸	千葉	小川	柳河	東河	龍野	三春	福井	福井	盛岡	徳島	一ノ関	
第百三十三	第百三十二	第百三十	第百二十九	第百二十八	第百二十七	第百二十五	第百二十二	第百二十一	第百二十	第百十九	第百十七	第百十六	第百十五	第百十四	第百十三	第百十二	第百十一	第百十	第百九	
彦根	東京	大阪	大垣	大幡	八幡	高知	米澤	柔名	大阪	古河	東京	飯田	新田	大津	高松	函館	東京	東京	赤間	佐伯
三井銀行	私立銀行		正金銀行	日本銀行	第百五十二	第百五十一	第百四十八	第百四十七	第百四十六	第百四十五	第百四十四	第百四十一	第百三十九	第百三十八	第百三十七	第百三十六	第百三十五	第百三十四	名古屋	
二百萬圓	横濱	東京	東京	熊本	八戸	大阪	鹿兒島	廣島	延岡	伊予	西條	高田	二俣	笹山	大坂	宇土	名古屋			
安田銀行 一百萬圓 川崎銀行 五十萬圓 田中銀行 五十萬圓 東海銀行 五十萬圓 村田銀行 五十萬圓 今村銀行 三十萬圓 中井銀行 二十萬圓 田中銀行 二十萬圓 壬午銀行 二十萬圓 久次米銀行 二十萬圓 東京商業銀行 二十萬圓 岡本銀行 二十萬圓 倉庫銀行 十五萬圓 東京引銀行 十二萬五千圓 廣部銀行 十萬圓 勸業銀行 十萬圓 東華銀行 十萬圓 相模銀行 十萬圓 東京商工銀行 十萬圓 東京貯蓄銀行 十萬圓																				
以上東京府下私立銀行 の資本金十萬圓以上を 有するものゝみを掲ぐ																				

(一) 表 覽 一 行 銀

第 一	東 京	第 二 十	東 京	第 六 十 七	鶴 ヶ 岡
第 二	橫 濱	第 二 十 一	長 濱	第 六 十 八	郡 山
第 三	東 京	第 二 十 二	岡 山	第 六 十 九	長 岡
第 四	新 潟	第 二 十 三	大 分	第 七 十	澁 岡
第 五	東 京	第 二 十 四	小 濱	第 七 十 一	村 上
第 六	東 京	第 二 十 五	東 京	第 七 十 二	佐 賀
第 七	高 知	第 二 十 六	川 石	第 七 十 三	大 阪
第 八	東 京	第 二 十 七	東 京	第 七 十 四	橫 濱
第 九	熊 本	第 二 十 八	大 阪	第 七 十 五	高 須
第 十	甲 府	第 二 十 九	大 阪	第 七 十 六	高 須
第 十 一	名 古 屋	第 三 十	大 阪	第 七 十 七	仙 臺
第 十 二	富 山	第 三 十 一	靜 岡	第 七 十 八	八 王 子
第 十 三	大 阪	第 三 十 二	高 知	第 七 十 九	大 阪
第 十 四	松 本	第 三 十 三	前 橋	第 八 十	山 形
第 十 五	東 京	第 三 十 四	館 林	第 八 十 一	鳥 取
第 十 六	岐 阜	第 三 十 五	水 戸	第 八 十 二	上 野
第 十 七	福 岡	第 三 十 六	大 阪	第 八 十 三	東 京
第 十 八	長 崎	第 三 十 七	和 歌 山	第 八 十 四	川 越
第 十 九	上 野	第 三 十 八	東 京	第 八 十 五	小 倉

(二) 表 覽 一 行 銀

第 八 十 八	一 關	第 百 三 十 四	安 田 銀 行	一 百 萬 圓
第 八 十 九	德 島	第 百 三 十 五	川 崎 銀 行	五 十 萬 圓
第 九 十	盛 岡	第 百 三 十 六	田 中 銀 行	五 十 萬 圓
第 九 十 一	福 井	第 百 三 十 七	東 海 銀 行	五 十 萬 圓
第 九 十 二	福 井	第 百 三 十 八	村 田 銀 行	五 十 萬 圓
第 九 十 三	三 井	第 百 三 十 九	今 村 銀 行	五 十 萬 圓
第 九 十 四	龍 野	第 百 四 十	中 井 銀 行	三 十 萬 圓
第 九 十 五	東 京	第 百 四 一	田 中 銀 行	二 十 萬 圓
第 九 十 六	柳 河 瀨	第 百 四 二	久 次 米 銀 行	二 十 萬 圓
第 九 十 七	小 城	第 百 四 三	東 京 商 業 銀 行	二 十 萬 圓
第 九 十 八	千 葉	第 百 四 四	東 京 商 業 銀 行	二 十 萬 圓
第 九 十 九	平 戶	第 百 四 五	倉 庫 銀 行	十 五 萬 圓
第 百	東 京	第 百 四 六	東 京 割 引 銀 行	十 五 萬 圓
第 百 一	梁 川	第 百 四 七	廣 部 銀 行	十 萬 圓
第 百 二	嚴 原	第 百 四 八	麴 町 銀 行	十 萬 圓
第 百 三	橫 山	第 百 四 九	東 華 銀 行	十 萬 圓
第 百 四	水 戸	第 百 五 十	相 模 銀 行	十 萬 圓
第 百 五	津 戶	第 百 五 一	東 京 商 工 銀 行	十 萬 圓
第 百 六	佐 賀	第 百 五 二	東 京 貯 蓄 銀 行	十 萬 圓
第 百 七	福 島	第 百 五 三	三 井 銀 行	二 百 萬 圓

以上東京府下私立銀行の資本金十萬圓以上を有するもの、みを掲ぐ

平穩にのみ行くものではありませぬから常々其心掛をして置んければなりませぬ、
儲其心掛と申した處ろで別段むつかしき事ではなく、唯だ平生所得の有餘を貯蓄し、
病煩らひ又ハ老衰乃至死亡等の不幸に遭ふも、右の貯蓄を以て其不幸を救ひ慰さむ
るの一事あるのみです、處ろで近來各地に出来ました貯金銀行の如きは、右の心掛
をなす人達のために至極便利の良法ではありますが、貯金を以て一廉の用途に立て
やうとしますするには、少なくとも二三十年の後を待たねばなりません、夫故貯金をな
す人幸ひに長生して貯金の高が殖へますれば、老後安樂の隠居料となり又は死後の
遺念金ともありませぬ、如何せん人の命は決して頼みにならぬもので、翌日あり
と思ふ心の仇櫻、夜半に嵐の吹かぬとは限らず、されば強健の者が長生して虚弱の
人が天死するとのみ極つて居りませぬ、故に萬一不幸にして貯金の高の殖えざる
間に死去しましたならば跡に残りし遺族の難義は何の様であらうと思しめす ●問
左様な場合になつた日に申す迄もなく氣の毒な次第で、遺族の難義の實に思ひ

やられます ●答 サア、其處にお氣が付かれた上は、保険の効能に御合點が參る
わけで……何故かと申すに生命保険は保険を託する者、即ち被保人が其年齢に應し
て毎年若干の掛金をなし、僅かに一度掛金を拂つたばかりで死去しまするとも、長
生して幾度も掛金を拂ふた者と同様、遺族の手へ契約の金高が受取れますから、
貯金よりは幾層倍の利益があります、たとへば年齢二十五歳の者一年に貳圓の掛金
をしますれば、一度掛金をなして死去するとも其遺族に正しく百圓の保険金を得ら
れますから、身躰健康にして面々の業務に堪ゆるの日、其所得の幾分を除して、保
険に加入して、居られたならばイツ何時万一の事がありませうとも、遺族に難義を
掛る杯云ふ死後の心配更に無く、氣樂に渡世が出来るではありませぬか ●問 成
程、が、併し御説明の通り僅に貳圓の掛金をして、百圓の保険金を得るものがある
としますれば、差引九拾八圓の不足を生じまするが、此不足は如何して埋合せませ
か ●答 されば其不足を補なふ者がなければ、契約の金を支拂ふ事が出来ませぬ

神武天皇紀元二千五百五十五年 (西曆千八百九十五年)

明治二十八年

乙未	一月大	二月小	三月大	四月小	五月大	六月小	七月大	八月大	九月小	十月大	十一月小	十二月大
七值	火曜	金曜	金曜	月曜	水曜	土曜	月曜	木曜	日曜	火曜	金曜	日曜
一月	戊申	己卯	丁未	戊寅	戊申	己卯	己酉	庚辰	辛亥	辛巳	壬子	壬午
陰曆	二月六日	正月七日	二月五日	三月三日	二月四日	三月五日	二月六日	三月四日	二月三日	三月二日	二月一日	三月一日
新月	廿六日	廿五日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
日曜	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日	廿七日
大祭	四方拜	元始祭	新年宴會	孝明天皇祭	元節	祭皇靈祭	神武天皇祭	秋祭皇靈祭	神嘗祭	天皇祭	新嘗祭	祭
節分	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日	二月三日
入梅	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日	五月二日
半夏生	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日	六月十一日
二百十日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日	七月二日
九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日	九月一日
用	一月十七日	四月十七日	七月十七日	十月十七日	一月十七日	四月十七日	七月十七日	十月十七日	一月十七日	四月十七日	七月十七日	十月十七日
社	彼	岸	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
甲	子	己	己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
申	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚	庚

は知れ切つた話して、會社より之を補なひますれば會社の損耗となりて會社は忽ち破産てしまひます、然らば其不足を補ふものは果して誰であるかと云へば、即ち長生の幸福を享けたる壽命めでたき被保人でありませう、何故かと申すに年齢二十五歳の時保険に入り、毎年貳圓の掛金を拂ひ幸ひに長生して七十四歳に至らなれば、拂ひ込んだ掛金は五十度にして合計百圓になります、故に其被保人七十四歳にて死すすれば、元金百圓を受取のみにて利息は全くの損耗となります、處で此利息は會社に積みおきて利に利を産ませ、短命の被保人に契約の金高を渡す時の用に充ちます、されば生命保険の壽命めでたき者が相互に些少つゝの金を義捐して、短命の不幸者を助くるの法であります、箇様に申すと強健の人が保険に入るの、損こそあれ根ツから益のないやうなれど、前にも申す通り強健の人とて必ず長生するとの極りをらず、不時に萬一の事があつた日よの遺族の難義は何のやうでありますか、斯くお考へになつたならば我が身軀の強弱に係らず、無論保険の必要をお認めになるであらう

養老保険

りませう、若し又保険に加入してめでたく長生しますれば、僅少の掛金又は損こそあれ、其間死後の心配を知らず、数十年を氣樂に送りし無上の幸福を得る譯で……而して此幸福はいくら得たいと希望しても、生命保険の外には得る道がないのですから些少の損ぐらゐれば彼此論するには及びますまい

●問 イヤ段々の御説明で委細承服しました、底でモ一ツ伺ひますが、生きて居るうち被保人自身に保険金を得ると云ふ便利の保険があるやうに聞きましたか……

▲答 左様、夫れ即ち

養老保険

と云のです ●問 ハ、ア、養老保険、シテ夫の如何云ふ仕法ですか ▲答 されば養老保険といふ老後の餘生を安樂に送らんがため——早く申せば老樂の隠居料を得んがため——豫しめ五十歳受取、五十五歳受取、六十歳受取、六十五歳受取、七十歳受取と被保人随意に受取年齢を定め置き、相當の掛金をしますれば右豫定の受取年齢に達して約束の保険金を得られます、若し又被保人が其受取年齢に達せずして

短期掛金 養老保険

死去します時は、其遺族に保険金を渡し其年限にて掛金をなすに及びませぬ、故に此保険の長生すれば老後安樂の養老資金となり、不幸短命にして受取年齢前に死すれば遺族の爲となり一舉兩得の方法であります ●問 成程、然らば自分の三十歳になりませんが六十歳受取の養老保険千圓を付くれば年分の掛金何程になりますか ▲答 左様、三拾圓貳拾錢です、委細の規則書の第四表を御覽あれ ●問 右の表に據て見ますると私し始め被保人の受取年齢の五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳、乃至七十歳等の高齡に達するまで、毎年掛金を拂ひ續かねばならぬ譯ですが、どうか爾うせいで此掛金拂込に随意の期限を定めて早く拂ひ済にすると云ふ便法のないのですか ▲答 イヤ有りますとも、夫れが則ち短期掛金養老保険で一年、三年、五年、七年、十年等被保人随意に拂込期限を定め、其期限を過くれれば掛金をなすに及ばずして、受取年齢に達すれば保険金を受取り、又其被保人不幸にして右拂込期限内若くは受取年齢前に死亡するとも、同様保険金を受取り得て、死後は掛

金を拂ひ積くるに及ばざる法であります、規則書中第五表の一の五十歳受取の短期掛金を示したるものにて以下右に準して御承知ありたし (〇印ハ讀ミ)

福德屋萬兵衛養老保険金領收の祝宴

樂摩居「わしも保険を付けた時は割のわるい積金をするやうに思はれあまり氣が進まかんだが今となつて保険金を受取て見ると誠に宜い心持で斯んな難有い事はない一同喜こんで下さい

當主の旦那「實にお父さんの仰しやる通りこれ程めでたい事ありませぬ私もお父さんと御一所に保険を付けてありますから行末あなたと同様な樂しみが受られますコレ吉兵衛やお前も早く保険を付けなさい
番頭「イエモウお勤めがムリませんでも私しの勿論家内までも付けます積りで只今掛金の割合を調べて居ります

● 福德屋萬兵衛養老保険金を受取りて家内一同祝宴を開きめでたく初春を迎へる

● 福德屋若夫婦子供と共に喜びを述べて居る

「お父さんおめでたう
子供「お爺さんおめでたう

● 番頭佐兵衛掛金の割合をそろばん玉にあたつて勘定して居る



樂隠居「アハ、ハ、ハ、勘定高い男じや、が、併し商家の番頭の夫位めでなくては行
 きませぬ、けれども保険料の僅少なもので其利益は廣大無邊、論より證據のわ
 しが宜い龜鑑じや
 番頭「實にお目出たい事で此お喜びを拜見いたしましたしての一時も猶豫の出來ませぬ
 旦那爾ら極つたら善は急げじや、いすぐと申込むが宜らう
 番頭「ヘイ左様致しませう

○印三ツリ讀 ●問 時に以上御説明に預かりました各種保険の効能の概略承知致しま
 したが、右掛金の何に據て割出れた者か必ずや確とした標準があるでせう ▲答
 勿論有ります、前にも申す通り生命保険の長生の幸福を得る者が相共に少しつゝの
 金を義捐して、不幸短命に死する者を助くるの方法でありますけれど、老年者も
 少壯者も身体の強健な人も弱い人も、一切構はず混淆にして毎年同一の掛金を出さ

生者必滅、會者定離、人の一生の果敢きは草上の露、風前の燈に異な
 らず、されば一個人の命數は固より豫め期すべきにあらず、然れども其
 大數に就て死亡表を作るときは、統計上殆ど一定不變の命數の存するも
 のあるを發見すべし、生命保険法のこの學理的命數を標準としての營業
 にして、彼の投機者流の轉瞬間に輸贏を争ふもの即ち賭事とは同日の論
 にあらず、其始源は遠く二百年前にありて、十七世紀の半頃數學者フェ
 ルマート及バスカルの豫算表を創製せしに萌し、一千六百九十三年ハ
 ルレー氏始めて死亡表を製せしより其業緒に就き、十七世紀の終に英國
 に生命保險會社始めて起り、一千八百二十七年獨逸國ゴータに同會社起
 りしより、トンチン、子イソン、ケテレ、シウースミルヒ、ツオル子ル等數
 學者及統計學者の力を此業に盡すもの續々現出し、遂に漸く今日の盛況
 に達せるなり

せ、死後同額の保険金を得ると、致したならば、如何云ふ結果になりませうか、申す迄もなく年が壯くて強健なる者の通例長生するに依り、掛金を出すと極めて多く之に反して年老ひ虚弱なる者の生先短かきを以て、掛金を出すと極めて少なく、大に不公平を生し、結局壯年強康の者の生命保険をなすを嫌ふて、老年虚弱の者のみ保険を托するやうにあり、終には死者の數を増し掛金のみにての契約の保険金を支拂ふと出來ず、之れがため被保人の掛金を失なひ、會社の資本金を失ふに至るべきの知れ切つた話して、現に今より二百餘年以前西曆一千六百年の頃英吉利國に於て始めて生命保險會社を立てましたが、當時の學問未だ開けず、従つて死亡の調査も亦充分届きませんで、殊に年老ひたる人には年少き人より死亡の多きは明々白々の道理なるにも拘らず、老ひたると少きとを問はず、皆な一列一体同額の掛金にて保險契約を結び、且つ身体の強弱をも検査しませなんだ、さるからに被保人死亡の數は其豫算より甚だ多く、終に會社に巨額の負債を生じ、政府の保護に頼りて僅

被保人の
注意すべ
き要點

に破産を免かれたるの實例があります ●問へ、エー、英國のやうな文明國にも其様な失敗があつたのですか ▲答 たとへ文明國であらうと何であらうと、經驗のない新事業には得手失敗のあるもので、敢て珍らしき事でもありませぬ、我邦にも近年陸續各種の保險會社が出來、互に被保人を得んとするの餘り稍や競争の傾向が見え、中には徒らに外面を假裝て内幕の機關を掩ひ、いろいろ様々の手段を用ひて被保人を誘惑する向も往々あるやに聞きました、是皆な經驗なき新事業で謂は

い一時の保險熱に浮かされ、我もくと飛んで出る有様です、此等の會社又向つて保険を托する人、則ち被保人たらんとする人は能く其初めに當つて、會社の性質組織、役員の性行及爲人、并に信用の如何、又は掛金割合の當否、身体診査の精粗等總て必要の件々を吟味するに尤も注意せんければならぬと思ひます、イヤ是はしたり、私とした事が自から話話を脇道に外らして問題外に走り飛んだ失禮を致しました ●問 どう致しまして、此際被保人の注意すべき要點をも併せて伺

ひたいのので…… ▲答 イヤ夫れは別にお話し致すこととして、先づ保険料割出しの標準をお話しいたさう。却説前にも屢々申す通り人の生命の定めあきもので必ずしも強健の人のみ長生して、虚弱の者のみ早死するもの極つて居りませぬ、故に昔時は人の智力を以て命数の長短を知ることの到底出来ぬと思ふて居ました、さればこそ此時代に起りたる英國の保險會社の如き前申す通りの失敗を取つたのであります、處が爾後學問の漸く進歩するに従ひ、天地間の事物は千變万化極まりなきも、總て一定の規則ある事を發明しました、則ち人の生命の如きも一箇の人に付ては、何歳まで生き何歳に至つて死ぬると云ふ迄は、知り得られぬも、千人若くは一万人の中には何歳にて死するもの何人、何歳にて死する者幾人の割合であるかと云ふ事は確に知り得ました、底で此割合を示したものの、即ち此の死亡表を保險料割出しの標準とあつたものであります、當會社は即ち其死亡表に基づき、少しく之を斟酌して保険料の割合を定めたる次第であります、左に其死亡表をお示し申さん

死亡表(生者一千に就ての割合)

年 齡	獨 逸	日 本	ゴード保險會社
二十年	八八一分八厘	八人	六人〇二厘
二十五年	八八九分一厘	八人	七人七分三厘
三十年	九八八分三厘	九人	九人三分
三十五年	十一人六分七厘	十人	十一人〇六厘
四十年	十五人四分五厘	十二人	十二人一分二厘
四十五年	十八人二分九厘	十三人	十三人三分二厘
五十年	二十三人五分八厘	十七人	十七人九分六厘
五十五年	二十九人八分七厘	二十三人	二十三人〇八厘
六十年	四十三人三分二厘	三十二人	二十九人三分九厘
六十五年	五十六人三分二厘	四十七人	三十九人一分

七十年	八十二人四分八厘	七十一人	五十六人四分
七十五年	百十九人八分二厘	百〇四人	百人三分
八十年	百七十五人一分九厘	百四十五人	百九十一人一分二厘
八十五年	二百四十一人〇九厘	二百十人	三百十八人八分四厘

右の表中上段のものは獨逸國民の死亡表、中段のものは日本國民の死亡表にして、下段は獨逸國第一等の保險會社の死亡數を參考のために掲げたものであります

●問 御説明に依り貴社保險料割出法の精確なるを承知し始めて安心致しました、仰の如く當社の保險料の前申し上りました通り、嚴格なる基礎を捉へ之を加ふるに精密なる調査を以てし、而して後取極めました次第ゆゑ、此點に付きましては充分御信用あらんことを希望致します ●問 夫れいモウ仰しやる迄もなく、信用して居りまするが、まだ一ツ疑問があります、夫れは何かと申すに我が邦と歐洲諸國

●死亡數の職業に由りて異なるを示す表

死亡數の最も少きは僧侶なり依りて其死亡數を一〇〇と定めて之を基本とし、各職業者の死亡數を示せば左の如し

僧侶	一〇〇	園丁	一〇八	農夫	一二六
農家主人	一三五	雜貨小賣人	一三九	漁夫	一四三
大工指物師	一四八	代言人	一五二	絹製造人	一五二
賣布者	一五九	店番人	一六〇	器械師	一六〇
行商	一七一	壁工及石工	一七四	縫匠	一八九
印刷人	一九三	醫師	二〇二	鉛工畫工	二一六
釀酒人	二四五	馭者	二六七	旅店主	二七三
酒類販賣者	二七三	鑄工	三〇〇	陶工	三一三
旅店奴僕	三九七				

右の表は英國の學士サーカルの最近の調査に係るものにして、明かに職業と死亡との關係を示せるものなり、即ち僧侶は死亡數最も少きによりて之を一位としそれより死亡數の多きものを順次に并列せり、例へば僧侶一人死亡につき園丁百〇八人、農夫は百二十六人、漁夫は百四十三人死亡するを見るべし、尙單簡に言へば醫者の死亡數は僧侶に二倍し、旅店の奴僕は殆ど四倍す、是れ其生活の不買なるに關する、こゝ大なりきの證なり

どの、飲食氣候其他生活上に於ける百般の事物皆を相同じからず、従つて生命の長短も亦一様であるとの見なされますまい、然るに彼國の死亡表を本として本邦人よ當籍め、生命保険の法を設けられたり、恰も木よ竹を接いたやうなもので充分適當の處置との思へません其邊の如何なものです ▲答 成程、御道理なお疑問で、當社も亦其邊に氣付かぬではなく、力の及ぶ限り取調べもいたせば研究もいたしました、あれども我邦には人民一般の死亡すら未だ精細の調査が出来居らず、況てや保険契約を結ぶへき健康者の死亡數に至りましては、漠然として知り得べきの道なきを如何せん、故に當社は我が國人死亡の數の歐州人より較や多きものと豫算いたし、可成安全の方途を執り保険料の基礎を定めました、然れども内閣編纂の日本統計年鑑に據て見まするに、我國一般の死亡は英國及其他の諸國に比して甚だ多からざるのみならず、佛人ブロック氏の著書に載する所の諸國の死亡と比較しますれば、諾威を除きて次に死亡の割合最も少なきは我國であります、左よ死亡の割合最も少

各國死亡の割合

なきものより始めて順次に諸國死亡の多寡を列記して御覽に入れませう

國名	年 期	人員百人中一年間死亡の割合
諾威	一千八百年より七十年まで平均	一人八分三厘
日本	明治六年より全十三年まで平均	一人九分四厘
瑞典	一千八百年より七十年まで平均	一人九分七厘
丁抹	全	二人〇二厘
英吉利	全	二人二分七厘
佛蘭西	全	二人三分
和蘭	全	二人五分四厘
普魯士	全	二人六分九厘
伊太利	全	三人〇六厘
奧地利	全	三人二分五厘

斯の如き有様でありますから今や我國に於て歐州の死亡表に本つき、少しく之を斟酌して保險會社を立てまするは、現今の日本よりも死亡の調査モソツト疎漏なりし二百年前の英國に於て、始めて世界中に先例なき保險會社を立てたるに比へますれば、其難易素より同日の論でなく隨つて其危険も亦甚た少きり明白であります、現に生命保險の盛に行なはれつゝある亞米利加の如き、自國の死亡表あるにも係らず、目下尙英國の死亡表を用ふる保險會社の多分にありまするは、則ち英國死亡表の他國に適用して差支なき證據であります、是を以て當社もその死亡表に據て設立したる次第で、決して過失なきを信じ居ります、なれども後來保險事業の盛行するに伴ひ、終には我國の保險會社に於ても別に死亡表を作るやうになるで有ませう

●問 イヤ一々詳細の御説明に預り疑團残らず氷解しました、次に伺ひたいの身体診査の事で、先日或る懇意な者に保險を付るやう勧めました處ろ、其者の申しまするには、私しの身体が弱いから醫師の診査を受けて若し拒絶られた時の、尙

火災保險



家屋土藏及び諸建物の安全を願ふものは必ず火災保險の約束を爲すべし、火災保險は一定の期限を定め、保險料として約束の金高に應ずる金額を拂込めば、其期限内不幸にして焼失するも直ちに約束の金額を請取り得るを以て、其人の便利は廣大無邊にして火の用心の妙法たること言はずして明なり、我明教保險株式會社にては火災保險の保險料を

第一	最少危険	保險高金の百分一以下
第二	普通危険	同百分一より二に至る
第三	重危険	同百分二より三に至る
第四	特別危険	同百分三以上

の四種に區別し、土地の狀況、被保險物の性質等を實地検査の上
に判定し、以上四種の内何れかの保險料にて保險契約を爲すべし、
尙其詳細なる規則書あり、望の方々には進呈すべし

身体虚弱
の人へ尚
更進んで
保険醫の
診査を受
くべき理
由

更氣沮がして餘り快ろよくないから先づお断りなど、箇様に申されますので、私も之れには説得の仕様がなくツイ夫なりにして置きました。斯う云ふ連中には實困ります。▲答 仰の通り左様な僭輩が往々ありますが、此等は畢竟保険の効能と身命の大切なるを知らぬからの事で、要するに保險會社の醫師の診査を信用して保險契約を結ぶのでありますから、醫師の會社に對して充分の責任を負ふてをります。故に自分が診査して會社に保險を付けさせた被保人が、若しや病に罹り自分に其治療を乞はるゝが如き場合あらば、普通の患者を扱ふより一層丁重に治療さるゝの恐れ切つた事です、何故かと申すも若し其治療行届かすして右の被保人に、萬一の變ありとせんか、醫師の會社に對して其當初に診査を誤りたるの責に任し、併せて自分の不名譽となるからであります、されば身体虚弱さ人の尙更保險を付けおくべき事で、好しや掛金に多少の割増のあるとも生涯我がために最も頼み甲斐ある、好き醫師を得るに比べたならば、差引き非常の利益でござりませぬか、又診査を受け

た結果保險不合格で、落第しました處が敢て患ふるには及びませぬ、否寧ろ喜ぶべき事で、何故なれば人の病の器と申す如く假令どれ程健康な人であらうともイツ何時何の様な病魔に襲はれるやも知れず、然るに豫しめ之を知りて之に備ふるの計を授けられるは醫師より外にはありませぬ、故に我が身体の虚弱なるを知り殊に保險に不合格ではあるまいかとまで氣が注たならば、尙更速かに保險醫の診査を受け、其指圖に従ふこそ万全なれ、若しも落第した時は氣沮がするなど、無益の愚痴に迷ふて、謂れなく陵巡なすは恰も我が体中病の潛み居ることを自覺ながら用心の道をなさるに齊しく、此上の危険はありませぬ、就中當社の診査は此邊に能く注意いたし健康者は勿論、此等の掛念ある人々に對し可成丈氣の置けぬやう、諸事如才なく手配してありますから今後若し右様の人がありましたなら、宜しく御説諭を願ひます ●問 仰せまでもなく必らず言聞せてやります、斯く伺ひまする上は何人も合點いたす筈で、茲に至つて始めて保險の効用と我が身体の大切など云ふ事を

本邦人壯年者體格平均表

體重は(男)十四貫匁
 (女)十二貫五百匁

身長は(男)百五十八乃至百五十九仙迷一仙迷は我三分三厘に當る
 (女)百四十五乃至百四十七仙迷

胸圍は(男)七百七十六乃至八百五十二密迷一密迷は我三厘三毛に當る
 (女)七百六十三乃至八百〇八密迷

胸横徑は(男)二百五十五乃至二百七十一密迷
 (女)二百三十一乃至二百五十六密迷

胸前後徑は(男)百七十九乃至百九十四密迷
 (女)百七十二乃至百九十密迷

知るでありませう ▲答 左様、御説の通りであります、序に當社の顧問醫并診查
 醫長及醫務主任の諸氏を御紹介いたしませう

- | | | |
|------|--------|--------|
| 顧問醫 | 醫學博士 | 佐藤進 |
| 顧問醫 | 從四位勳三等 | 緒方惟準 |
| 顧問醫 | 醫學士 | 猪子止戈之助 |
| 顧問醫 | 醫學士 | 齋藤仙也 |
| 顧問醫 | 醫學士 | 馬杉則知 |
| 診查醫長 | 醫學士 | 伊勢錠五郎 |
| 醫務主任 | | 富士川游 |

以上の諸氏は東京及京坂の本支社に屬し醫務全体を主理せらるゝものにて此他各
 地方到る處に囑托診查醫一二名若くは三四名宛ありて臨時診查の任務を取り毫も差
 支なきやう行届さ居ります ●問 時に肝要の事を伺ひ洩らしました、貴社は元來

▲答 イヤ別に斯うと申して直接の關係はありませぬが、元來保險事業は一種の社會的契約で、會社其者に就て見ますれば無論射利營業に相違ありませぬと、其本領は共濟互惠の主義より成立ち、一身の利を後にして遺族の益を先にし、生前の私慾を捨て死後の冥福を謀る、人生の美德と慈愛心とを容易に實行せしむる、最も必要の方便であります、爾るからに保險思想の發達は、間接に宗教心の進歩を助けまする、故に此三者は常に相依り相扶けて與に共に其隆盛を謀らねばなりません、處で此主義目的を實行するに當り、當社は幸ひ佛教社會に信用厚き明教社（明教新誌發行、佛教書籍著述出版）の一身分体なるより、佛教社會に於る當社の信用亦從て厚く、各宗本山并各寺院の高徳諸師及一般の佛教篤志家中貳千五百有餘名の協賛を得ました、而して右協賛の諸氏は孰れも當社のために充分の力を尽されんと誓約せられ、或は株主となりて當社の基礎を固め、或は自身被保人となりて部下

近年獨逸國の調査に據るに、貧民が公費の救助を仰かざるを得ざるに至れる原因は第一に疾病にして貧民の三割強にこれに基く、第二は戸主の死亡にして貧民の一割八分強はこれに基く、第三は老衰にして貧民の一割四分はこれに基く、今此三大原因を合計して算するに、これか爲る貧困に陥れるものは實に貧民總數の過半即ち六割強に當る、さて疾病死亡等の不幸は固より人爲を以ては免るべからずとするも、此等の不幸より生ずる不幸は之を免るゝの法なしとせず、生命保險法の如きは即ち其最良法にあらずや、嗚呼四百四病の病より貧はどつらさものはなしといふなる、貧困の原因を除き、以て國家の害毒、文明世界の厄介物たる貧民を滅殺するを得るもの、實に生命保險法の賜なり。

の檀信徒を勧誘せられ、依て以て當社の保險を佛教界一般に普及せんと専ら贊助せられます。是ぞ則ち當社と宗教との間に密着の關係ある次第で、爲めに當社の保險に限り左記の特例があります (一) 生命保險付きの檀信徒を多く有するの寺院は永世廢絶の患なし、如何となれば生命保險を連續するの家門は永世退轉するの患なく、從つて祖先の祭祀を絶つが如き不幸の境遇に陥るとなければなり (二) 生命保險付きの檀信徒は家運長久子孫繁榮なると共に、我が香華院(俗に謂ふ檀那寺)を永世不朽に保持し得へし (三) 要するに寺院は檀信徒の淨財に依て維持せられ、檀信徒は寺院に依て永世不朽の佛事を供養す、故に寺院と檀信徒との間には終始密着の關係あるなり (四) 當社の保險は以上の必要に應じ其關係を深厚ならしめんがため、被保人の望に依て其保險金の幾分を割いて死後永代の香華料、若くは祠堂金として其寺院に寄進するの勞を取り相互の便宜を謀るべし ●問 御説明に従かひ、私は私の死後に受取るべき保險金千圓の内貳百圓を、死後の香華料として

當社の保險は奉佛の上に於て特種の利便あり

私の菩提所極樂寺に寄進したく思ひますが、夫には如何云ふ手續にしたら宜いのですか ●答 夫は斯うなされば宜しいので、保險金千圓の内八百圓の受取人を、貴下の御家族又は御親戚中、何誰なりとも御隨意のお方となされ、殘額貳百圓の受取人を極樂寺の住職と極めてお置きなされば、貴下の死後保險金の受渡しに付いて一切苦情の起るべき筈なく、億萬一貴下の御遺族が奉佛の信仰心薄く、極樂寺への寄進を拒まうとなされても當社が承知せず、右の内貳百圓は必ず同寺に寄進して、貴下の遺志を完ふし、且つ極樂寺が此淨財寄進を受けたに付き足下の冥福を祈るがために、能く其本分を盡さしむるやう影ながら監督いたします、而して當社は此監督をなす上に於て、時に或は明教新誌に依り各寺院の情況を明知し得るがゆゑ、總ての便利を有し他の宗教的組織の保險會社が如何程氣張つても爲し得がたき獨得の長所を備へたります ●問 成程、爾う伺つて見ますれば、貴社の組織は完全無缺を少も間然する所ありませぬが、相成るべくは迎ももの序に今仰せられた、貴社賛同

の各寺院及各宗高德諸師の氏名を、逐一お示し下されたく左すれば、貴社に對する
 我々被保人の信用を、一層深からしむる譯ですから…… ▲答 イヤ仰せでもな
 く、其中の重立ちたる各寺院及高德諸師の御連名を左に列記し、被保人諸君に御紹
 介致します、又之に洩れたる分は本社之賛成員名簿に就て御閱覽を願ひます

當社賛同
 の各寺院
 及各宗高
 諸德氏連
 名

- 曹洞宗大本山永平寺住職
- 臨濟宗本山圓覺寺派管長
- 東本願寺執事
- 東京芝増上寺執事
- 西京智恩院執事
- 日蓮宗鎌倉長深川淨心寺住職
- 全 淀橋常圓寺住職
- 下谷隆利支天徳大寺住職
- 眞言宗音羽護國寺住職
- 駒込吉祥寺住職
- 芝伊皿子太圓寺住職
- 日本橋小傳馬町新高野山住職
- 川崎大師平間寺住職
- 森田 悟由
- 釋 宗 演
- 渥美 契縁
- 阿川 念達
- 山田 辨承
- 伊東 日規
- 齋藤 日意
- 遠藤 寛爾
- 高志 大了
- 三井 海雲
- 大辻 是山
- 山科 俊海
- 深瀬 隆健
- 西新井大師總持寺住職
- 豊川稻荷妙嚴寺住職
- 小田原道了最乗寺住職
- 成田山新勝寺住職
- 高尾山藥王院住職
- 鎌倉片瀬龍口寺住職
- 芝西久保天徳寺住職
- 下谷廣徳寺住職
- 淺草幡隨院住職
- 芝公園金地院住職
- 芝三田功運寺住職
- 芝公園寶松院住職
- 全 妙定院住職
- 平 常 識
- 福山 默童
- 星見 天海
- 石川 照勤
- 百濟 範眞
- 藤原 日迦
- 朝日 秀安
- 朝木 英叟
- 北條 辨旭
- 長山 虎壑
- 大溪 泰童
- 松濤 松巖
- 松濤 在舜

- 淺草橋場總泉寺住職
- 四ッ谷笹寺住職
- 深川仲大工町本誓寺住職
- 全 猿江町重願寺住職
- 本所押上大雲寺住職
- 淺草山谷道林寺住職
- 麻布笄町長谷寺住職
- 品川東海寺住職
- 全 海晏寺住職
- 澁谷祥雲寺住職
- 小石川表町常覺寺住職
- 下谷南船荷町唯念寺住職
- 府下東大久保永福寺住職
- 本所竹町靈光寺住職
- 小石川富坂町獨勝院住職
- 谷中天王寺住職
- 曹洞宗大本山永平寺元役員
- 府下千住安養寺住職
- 深川西念寺住職
- 越後中蒲原郡十全村慈光寺住職
- 木下 吟龍
- 武村 秀學
- 福田 循勝
- 大谷 在玄
- 脇坂 亮音
- 竹川 辨中
- 北越 具戒
- 秋庭 圭慈
- 山本 探嶺
- 岩崎 海雲
- 尾島 碩聞
- 若櫻木 清讓
- 龜井 祥法
- 八木 祥雲
- 森 海 巖
- 弘海 義朝
- 坂柳 魯翁
- 増田 行阿
- 西條 公道
- 伊藤 雲宗
- 陸中南岩手郡米内村源勝寺住職
- 下總國府臺總誓寺住職
- 越後南魚沼郡三和村雲洞庵住職
- 丹波北桑田郡弓削村永林寺住職
- 信濃東筑摩郡波多村盛泉寺住職
- 岩代伊達郡梁川町興國寺住職
- 遠江榛原郡坂部村石雲院住職
- 伯耆會見郡福市村安養寺住職
- 下野上都賀郡清洲村醫王寺住職
- 近江大上郡青波村清涼寺住職
- 武蔵岩淵町鳳生寺住職
- 越中上野新川郡眼目村立川寺住職
- 信濃東筑摩郡松本青龍寺住職
- 伊勢鈴鹿郡關町瑞光寺住職
- 武蔵伊興村藥師寺前住職
- 全比企郡野本村萬松寺住職
- 三河渥美郡大久保村長興寺住職
- 周防岩國洞泉寺住職
- 美濃不破郡岩手村禪幢寺住職
- 遠江敷知郡濱松普濟寺住職
- 阿部 大 環
- 服部 元 貞
- 南木 國 定
- 吉川 義 道
- 古田 梵 仙
- 嶽尾 泰 忍
- 青島 興 庵
- 小林 佛 眼
- 佐伯 辨 亮
- 石川 素 童
- 在田 彦 龍
- 大徹 圓 洲
- 沖津 元 機
- 黒田 鐵 隆
- 葛蔭 北 仙
- 渡邊 禪 戒
- 麻蒔 舌 溪
- 弘津 説 三
- 木田 韶 光
- 猪俣 全 獅

年 齡 計 算 表

此くり方は數へ年より二ヶ年を引き去り、此月表にて月數を定めてその年數に加ふべし、例へば數へ年二十歳の一月生の人本年一月何歳何月なるやを知らんには先づ二十より二を減し十八となる、これに一月生の一月は一年一月さあるによりこれを加れば十九年一ヶ月さある是れ其年齡なり

一月生	二月生	三月生	四月生	五月生	六月生	七月生	八月生	九月生	十月生	十一月生	十二月生
一年一月	一年二月	一年三月	一年四月	一年五月	一年六月	一年七月	一年八月	一年九月	一年十月	一年十一月	一年十二月
二年一月	二年二月	二年三月	二年四月	二年五月	二年六月	二年七月	二年八月	二年九月	二年十月	二年十一月	二年十二月
三年一月	三年二月	三年三月	三年四月	三年五月	三年六月	三年七月	三年八月	三年九月	三年十月	三年十一月	三年十二月
四年一月	四年二月	四年三月	四年四月	四年五月	四年六月	四年七月	四年八月	四年九月	四年十月	四年十一月	四年十二月
五年一月	五年二月	五年三月	五年四月	五年五月	五年六月	五年七月	五年八月	五年九月	五年十月	五年十一月	五年十二月
六年一月	六年二月	六年三月	六年四月	六年五月	六年六月	六年七月	六年八月	六年九月	六年十月	六年十一月	六年十二月
七年一月	七年二月	七年三月	七年四月	七年五月	七年六月	七年七月	七年八月	七年九月	七年十月	七年十一月	七年十二月
八年一月	八年二月	八年三月	八年四月	八年五月	八年六月	八年七月	八年八月	八年九月	八年十月	八年十一月	八年十二月
九年一月	九年二月	九年三月	九年四月	九年五月	九年六月	九年七月	九年八月	九年九月	九年十月	九年十一月	九年十二月
十年一月	十年二月	十年三月	十年四月	十年五月	十年六月	十年七月	十年八月	十年九月	十年十月	十年十一月	十年十二月
十一年一月	十一年二月	十一年三月	十一年四月	十一年五月	十一年六月	十一年七月	十一年八月	十一年九月	十一年十月	十一年十一月	十一年十二月
十二年一月	十二年二月	十二年三月	十二年四月	十二年五月	十二年六月	十二年七月	十二年八月	十二年九月	十二年十月	十二年十一月	十二年十二月

上野雄水郡松井田補陀寺住職	樋口 良歩	近江東淺井郡八島蓮登寺住職	鎌足 上獻
越後西蒲原郡赤塚村大慈寺住職	笹川 禪燈	常陸河内郡駒柴村金龍寺住職	渡邊 祥風
全南蒲原郡田上村東龍寺住職	植木 快應	越后古志郡荷頃村曹源寺住職	金子 大安
全中蒲原郡菅名村高岳寺住職	佐藤 無説	米國シカゴ大博覽會附屬萬國宗教大會議出席者	蘆津 實全
全 津島村高岩寺住職	上田 泰雲		土立 法隆
全 阿賀浦村盛岩寺住職	小川 智海		八淵 蟠龍
全 村松町安養寺住職	大野 序然	貴族院議員子爵	野口 善四郎
全 十全村天照寺住職	熊倉 禪海	貴族院議員子爵	松平 信正
全 大蒲原村福昌寺住職	川崎 惠雲	貴族院議員子爵	久松 定弘
全南蒲原郡加茂町耕泰寺住職	知野 寛中	元社寺局長	櫻井 能監
全中蒲原郡新開村林祥寺住職	大橋 梅巖	淨土教報主筆	從四位 堀内 靜宇
全 川東村洞照院住職	岩城 瑞堅	伊豆君澤郡土肥村安樂寺住職	森川 如常
全 三河國碧海郡大濱町西方寺住職	清澤 殿照	駿河志太郡小川村永豊寺住職	豊田 大圓
全 刈谷町正覺寺住職	大音 祖見	東京芝山内光寶寺住職	用 泰田
全 三河全渥美郡豊橋町正琳寺住職	柏樹 惠鮮	能登鹿島郡田鶴濱東嶺寺住職	岡田 泰明
全 設樂郡新城町淨泉寺副住職	片桐 梨潭	東京市小石川區金富町金剛寺住職	相神 廓藏
全 渥美郡豊橋仁長寺住職	久我 慧觀	全市芝區西久保巴町光岳院住職	佐藤 順證
全 淨圓寺住職	水野 了忍	全市全區高輪車町泉岳寺住職	圓 靈巖
全 蓮泉寺住職	舟橋 得忠	全市深川區富吉町正源寺住職	鷺山 辨教
全 田原町龍泉寺住職	本多 敬華	全市全區靈岸町靈岸寺住職	神谷 大周

度量衡比較表

英吉利	佛蘭西
一インチ	一ミリメートル
我一尺余	我三厘三毛
一ヤード	一センチメートル
我三尺余	我三分三厘
一チエイン	一メートル
我十一間余	我三尺三寸
一マイル	一デカメートル
我十四丁強	我三丈三尺
一ガロン	一ヘクトメートル
我二升五合	我三十三丈
一クォルト	一キロメートル
我六合二勺余	我三百三十丈
一バイント	一リートル
我三合一勺余	我五合五勺余
一ポンド	一グラム
我九十九匁余	我二分六厘六毛余
一オンス	
我八匁二分余	
一グレイン	
我一厘七毛余	
一トン	
我二百七十貫匁余	

リートル、グラム共ニ之ヲ本位トシテン(十分一)サンチ(百分一)ミリ(千分一)及ヒデカ(十倍)ヘクト(百倍)キロ(千倍)ノ字ヲ冠シテ十進十退スルコト前ノ「メートル」ニ同シ

東京市深川區靈岸町靈岸寺執事	廣本 徹道	東京市芝區三田北寺町大松寺住職	舍川 英瑞
全市全區龜住町心行寺住職	岡澤 大傳	全市全區三田南寺町佛乘院住職	櫻田 靈海
全市全區萬年町正覺寺住職	兼田 博心	全市全區豐岡町明王院住職	竹内 憲貞
全市本郷龍岡町麟祥院住職	天澤 文雅	全市全區三田北寺町長延寺住職	長田 憲恭
全府下千住町勝專寺住職	廣瀬 了眼	全市全區芝公園地天光院住職	眞野 觀堂
全府下南千住町賢願寺住職	高瀨 順達	全市全區三田北寺町寶生院住職	田邊 榮隆
全市淺草區聖天町西方寺住職	松本 隨賢	全市赤坂區一ツ木區威徳寺住職	全 人
全市京橋區築地三丁目善永寺住職	高輪 圓隆	全市芝區三田北寺町大聖院住職	國田 觀馨
全市全區築地三丁目正覺寺住職	佐竹 智應	全市全區三田豐岡町隨應寺住職	田邊 辯叟
全市全區築地三丁目万福寺住職	竹内 而順	全市市ヶ谷柳町光徳院住職	青木 隆芳
全市全區築地三丁目成勝寺住職	白川 至曉	全市四ッ谷區寺町東福院住職	高味 良眞
全市深川區靈岸町安養寺住職	友松 圓靈	東京府下南豊島郡代々幡村莊嚴寺住職	清水 善識
全市全區靈岸町勢至院住職	余郷 實善	東京市深川區靈岸町法禪寺住職	閑 圓察
全市全區全町蒼龍院住職	小島 智存	全市淺草區今戸町長昌寺住職	中村 日雅
全市全區全町華嚴院住職	桑山 田運	千葉縣東葛飾郡八木村駒木成顯寺住職	釋 潮尋
全市淺草區柴崎町真狹院住職	木俣 順戒	東京市淺草區松清町眞福寺住職	高橋 覺雄
全市深川區龜住町法乘院住職	石上 春瑞	全市全區松清町等光寺前住職	土岐 善靜
全市全區龜住町因速寺住職	砂原 慈善	全市全區松清町善照寺住職	春日 廓悟
全市全區福住町因速寺住職	武田 定因	全市全區松清町清光寺住職	泉 鳳山
全市小石川區仲町常泉院住職	大竹 祐憲	全市下谷區北稻荷町開明寺住職	梅溪 榮淳

東京市本所區元町同院住職	三宅 大賢	東京市京橋區築地三丁目圓正寺住職	倉澤 戒依
全市四谷區南寺町西應寺住職	佐々木 龍澄	全市全區築地三丁目寶林寺住職	羽田 高讓
全市小石川區小日向水道端本法寺住職	藤原 勝善	全市全區築地三丁目納照寺住職	酒井 養因
全市本郷區駒込富士前町長源寺住職	池田 研習	全市全區築地三丁目淨光寺住職	藤井 淨戒
全市全區駒込追分町西善寺住職	大伴 義正	全市全區築地三丁目善行寺住職	石井 淨空
全市下谷區上野櫻木町吉祥院住職	大照 圓朗	全市全區築地三丁目眞龍寺住職	網代 賢圓
全市全區谷中初音町一丁目觀智院住職	成島 眞興	全市全區築地三丁目延重寺住職	織田 源龍
全市本郷區駒込蓬萊町眞淨寺住職	寺田 福壽	全市全區築地三丁目延重寺住職	福並 定圓
全市全區東片町一音寺住職	松本 順乘	全市全區築地三丁目海岸寺住職	櫻井 海照
全市全區蓬萊町高林寺住職	金澤 泰山	全市全區築地三丁目福稱寺住職	岩尾 淳粹
全市全區全町蓮光寺住職	戶田 戒定	全市全區築地三丁目勝林寺住職	近藤 聞定
全市全區全町海藏寺住職	久貝 圓之	全市全區築地三丁目法重寺住職	南條 了敬
全市全區全町勝林寺住職	雲澤 台同	全市全區築地三丁目淨見寺住職	木下 海禪
全市全區本郷六丁目喜福寺住職	月岡 東嶺	全市全區築地三丁目淨立寺住職	網代 眞誠
全市谷中山崎町妙王院住職	山崎 光雅	全市全區築地三丁目常榮寺住職	柘植 信秀
全市谷中觀音寺住職	木村 智明	全市深川區龜住町陽岳寺住職	窪田 惠錠
全市谷中加納院住職	川名 陽順	全市本所區向島須崎町弘福寺住職	奥田 墨汁
全市谷中上三崎町自性院住職	川名 陽俊	全市全區中之郷元町天祥寺住職	原 惠顯
全市谷中上三崎町長久院住職	橋 寬宥	全市深川區東大工町宜雲寺住職	西村 丈瑛
全市芝區三田小山町當光寺住職	渡邊 亮遼	全市公園端蓮院住職	藤井 洞雲

東京市深川御船藏前町西光寺住職	端山 海定	羽後國山利郡平澤村常泉寺住職	藤井 雄回
全市全區本村町泉養寺住職	沼田 廣淳	近江國高島郡朽木村寶光寺住職	増田 活吟
全市全區龜住町支住寺住職	板垣 正運	近江國伊香郡池原村正法寺住職	久澤 道賢
全市全區東森下町長慶寺住職	武藤 彌天	美濃國各務郡芥見村韻雲寺住職	梅村 海門
全市全區本村町廣濟寺住職	武田 精拙	東京市麻布區山元町善福寺住職	麻布 超海
全市小石川區小日向水道端福勝寺住職	佐々木 智忍	全市京橋區築地三丁目稱揚寺住職	日野 教齋
全市全區第六天町稱名寺住職	横内 即轉	全市全區築地三丁目善宗寺住職	福嶋 深誓
全市全區水道端町善仁寺住職	鶴高 了法	全市全區築地三丁目光源寺住職	佐々木 龍調
全市下谷區中根岸町永稱寺住職	和久 隆宏	全市全區築地三丁目善照寺住職	豐原 教導
全市淺草區南松山町正行寺住職	遠山 圓了	全市全區築地三丁目久寶寺住職	寺澤 定因
全市全區高原町本法寺住職	山本 隆松	全市全區築地三丁目報身寺住職	本多 玄乘
伊豆國君澤郡修善善寺村修禪寺住職	古知 知常	全市麻布區山元町光善寺住職	柳川 洗照
武藏國比企郡七郷村金泉寺住職	大佛 輔教	全市全區全町金藏寺住職	佐々木 了辨
全國西多摩郡小曾木村開修寺住職	田中 道光	全市芝區三田豊岡町慈眼寺住職	北村 一關
武藏國兒玉郡宮内村光福寺住職	鶴田 閑道	全市赤坂區町專福寺住職	小野 達善
東京府下南葛飾郡龜有村見性寺住職	峯月 環	全市全町覺永寺住職	喜代多 證道
越後國古志郡新組村善久寺住職	安藤 育禪	東京府下南豊島郡千駄谷村順正寺住職	豊田 圓秀
美濃國土岐郡鶴里村莊嚴寺住職	輕部 彦勇	全府南豊嶋郡澁谷村天宮益町妙祐寺住職	高辻 圓識
三河國寶飯郡鹿管村支超寺住職	仲田 台雲	全市麻布區永坂町光照寺住職	森 岱雲
武藏國南埼玉郡八條村持昌院住職	高嶋 養麟	全市全區一本松町德正寺住職	松本 隆温

電 報

● 全國電信料

和文 一音信片假名十字以内 金十五錢

十字以内を加ふる毎に金十錢を増す

歐文 五語以内 金廿五錢

一語を加ふる毎に金五錢を増す

● 一市内に發着する電信料

和文 一音信片假名十字以内 金五錢

十字以内を加ふる毎に金三錢を増す

歐文 五語以内 金十錢

一語を加ふる毎に金二錢を増す

● 宿所氏名は電信料を要せず

● 發信人は電報一通に三人まで連署するこゝを得

● 受信人の便利を圖り電報を郵便電信局又は電信局に預け置かんとするときは其局宛となすも妨なし

● 發信人速に返信を望み發信局に在て之を待つときは局待の略符號を以て指定すべし

● 發信人電報の受信家へ到着するときは他人の披見することを憚るときは親展の略符號を以て指定すべし

● 和音信中濁點半濁點を附したる文字及括弧小括弧は之を二字に計算す

● 電信料は郵便切手を以て納むべし

● 通常電報に先ちて傳送を要するものは至急電報の略符號を以て指定すべし

● 至急電報料は通常の三倍とす

● 略符號は二字に算す

● 普通辭を用ひたる和文又は數字を混用することを得べし

東京市芝區三田臺町一丁目常教寺住職	前田 空音	東京市深川區靈岸町一乘院住職	石渡 靜故
全府下桂原郡目黒村祐天寺住職	新妻 靈俊	全市全區萬年町増林寺住職	三輪 邦泉
全府下桂原郡大森町嚴正寺住職	北條 祐賢	全市四谷區元駿ヶ橋南町善光寺住職	在原 實城
全市深川區靈岸町玉泉院住職	倉田 寛靜	全市麻布區山元町善光寺住職	櫻井 圓運
全市全區全町一言院住職	野口 源明	全市本所區石原町九十四番地	深川 照阿
全市全區全町長源寺住職	長田 明道	全市淺草區吉野町百十七番地	荒木 性雄
全市全區全町照光院住職	近藤 聖瑞	全市深川區靈岸町善應院住職	太沼 日幌
全市全區全町新光院住職	角田 賢成	全市全區全町本立院住職	竹中 智明
全市全區全町淨慶院住職	坂本 松岡	全市全區全町眞信院住職	寂默 隆存
全市全區東大工町善徳寺住職	服部 知存	全市全區元加賀町泰輝寺住職	村山 辨察
全市芝區高輪臺町正源寺住職	福田 有法	全市全區靈岸町圓通寺住職	朝比奈 信康
全市全區金杉濱町經覺寺住職	星見 了照	全市全區全町藥華院住職	後藤 眞岡
全市麻布區山元町善正寺住職	德峯 了延	全市芝區白金丹波町正滿寺住職	喜蔭 唯嚴
全市全區全町專光寺住職	齋藤 教興	全市全區白金榮町一丁目正蓮寺住職	樹谷 淳心
全市全區全町西重寺住職	芝越 賢乘	全市京橋區築地三丁目善久寺住職	竹岡 達性
全市芝區西久保廣町光圓寺住職	吉川 教瑞	全市全區築地三丁目善林寺住職	福嶋 了周
全市深川區靈岸町正覺院住職	櫻田 賢海	全市全區築地三丁目圓光寺住職	松岡 了嚴
全市全區萬年町海福寺住職	進化 戒文	全市全區築地三丁目正法寺住職	眞柄 應信
	飯田 棠傳		伊奈 良圓
			白川 嘉元

滋賀縣中賀郡夏目村報恩寺住職	佐々木 宰正	千葉縣千葉町宗胤寺住職	榑 仙英
東京市本郷區湯島兩門町彌仰院住職	桑原 大英	羽前西田川郡西郷村大山善法寺住職	水野 禪法
全市淺草區榮久町淨念寺住職	里見 海音	羽後飽海郡遊佐村安養寺住職	藤原 良宗
全市全區赤松町峯林院住職	立原 宥全	東京市本郷區湯島新花町靈雲寺住職	高山 智龍
全市全區山谷町春慶院住職	高瀬 泰成	大分縣豊前守佐郡北馬城村地藏院住職	佐藤 道悟
全市本所林町一丁目龍光院住職	小沼 教隆	東京府下北郡野邊地村海中寺住職	徳山 眞宗
全府下南葛飾郡東小松川村善通寺住職	千田 隆温	陸奥上北郡野邊地村海中寺住職	東 徳岡
全市京橋區築地三丁目常念寺住職	三好 宗致	陸前柴田郡川崎村龍雲寺住職	大石 賢童
全市全區築地三丁目覺証寺住職	細川 辨純	相模足柄下郡早川村海城寺住職	佐藤 實藥
全市下谷區南稻荷町南松寺住職	櫻木 範隆	磐城伊具郡丸森村西圓寺住職	石 龍玉
全市芝區田町延立寺住職	山口 謙教	備後御調郡尾道町天寧寺住職	竺山 嘿禪
全市麻布宮村町長支寺住職	山本 西淳	武藏秩父郡大宮町廣見寺住職	阪井 守道
全市京橋區築地三丁目長安寺住職	廣井 圓瑞	東京府北豊島郡雜司谷旭出町法明寺住職	林 日信
全市全區築地三丁目西念寺住職	勝田 宗教	甲斐北都留郡大原村妙樂寺住職	藤本 創道
全市全區築地三丁目敬覺寺住職	大江 凝玄	武藏桶樹郡旭村建功寺住職	榑野 宏道
全市深川區靈岸町圓隆院住職	石井 太秀	東京府下堀之内妙法寺住職	武見 日恕
全市全區全町雄松院住職	高坂 坑道	紀伊國南牟婁郡有井村安樂寺住職	藤尾 泰苗
神奈川縣高座郡座間村宗仲寺住職	平野 聞諒	相模國愛甲郡依知村上依知妙傳寺住職	中島 日誠
全縣全郡麻富村無量光寺住職	桑間 大賢	全國津久井郡吉野驛淨光寺住職	毛利 和誓
全縣全郡田名村向得寺住職	清水 善明	三河碧海郡青野村慈光寺住職	碧海 康純

郵便條例摘要

●並郵便物は郵便局へ便受所へ送
出し又は郵便物に差入るべし總
て郵便物の大きさは曲尺よて長
一尺二寸幅八寸厚五寸迄に限
るべし

●郵便物を差出す方にて其
税を前納せざる時は其
届け先より未納税の二
倍を納めしむべし若
し前納の税に不足あ
るときは届け先よ
り不足税の二倍
を納めしむべし

●金銀銅貨又は紙幣を封入し
たる郵便物は書狀の定税を郵便
切手又は郵便封皮にて納め別に貨
幣送達配達費を貨幣にて納むべし

●配達證明郵便は書留郵便物に限る
のぞす

●郵便物の何種
に拘らず參錢と
す

●郵便物の何種
に拘らず參錢と
す

●郵便物の何種
に拘らず參錢と
す

●郵便物の何種
に拘らず參錢と
す



但馬國城崎郡豐岡町養源寺住職
 全國全郡全町自性院住職
 全國養父郡中瀬村金昌寺住職
 全國全郡出合村大林寺住職
 阿波國板野郡養父町黑崎西光寺住職
 甲斐東山梨郡松里村惠林寺住職
 若狹國大飯郡高濱村元興寺住職
 武藏秩父郡原谷村大字黒谷瑞岩寺住職
 羽前西田川郡大山町廣恩寺住職
 相摸津久井郡川尻村桂昌寺住職
 越後北蒲原郡笹岡村常安寺住職
 陸中盛岡吳服町
 羽後出利郡象潟彌滿寺住職
 佐渡雜太郡五十里町滿行寺住職
 東京市麻布區櫻田町妙善寺住職
 全市牛込區市ヶ谷八幡町洞雲寺住職
 全市全區通寺町保養寺住職
 全市全區橫寺町長源寺住職
 全市麻布區今井町洞雲寺住職
 全市全區筭町慈眼院住職

紫安 石雲
 通山 辨中
 照田 默吟
 瑞垣 禪岩
 吉田 誠順
 圓山 元魯
 住吉 紹元
 清水 大圓
 佐々木 謙綱
 宮崎 玄之
 原 大泉
 竹内 善吉
 植木 石善
 根本 教徹
 井 善雅
 吉川 義顯
 上村 藹爾
 武藤 秀苗
 高山 貞山
 大谷 慈雲

東京市麻布區筭町大安寺住職
 石見國邇摩郡大森村龍昌寺住職
 東京市四谷區愛住町養國寺住職
 埼玉縣秩父郡大田村宇伊古田大林寺住職
 東京市芝區白金台町西照寺住職
 全市全區白金台町西照寺住職
 眞宗大講師
 東京市牛込區原町三丁目願正寺住職
 全市全區市ヶ谷柳町宗圓寺住職
 眞宗大講師文學博士
 東京市本郷區駒込蓬萊町光源寺住職
 全市淺草區清町六十一番地宗恩寺住職
 全市淺草榮久町不動院住職
 全市四谷永住町三十三番地
 全市四谷寺町眞成院住職
 全市全區三十三番地眞英寺住職
 全市芝區公園地
 全市芝區三田台町一丁目眞相寺住職
 東京市四谷寺町愛染院住職
 全市本郷駒込千駄木町總禪寺住職

杉原 大忍
 森口 惠徹
 井上 道耕
 鈴木 明樹
 大住 台仙
 嗣永 賢龍
 小栗 香頂
 大河内 秀穎
 田中 光山
 南條 文雄
 島田 俊祥
 織田 得能
 加美谷 智觀
 託法 寺
 稻葉 惠俊
 三浦 觀中
 增上 寺
 鈴樹 定祐
 阿刀 宥乘
 奧村 實應

東京市小石川白山心光寺住職
 全市芝區白金三光町吉祥院住職
 全府下荏原郡池上村本行寺住職
 全市二本榎町承教寺住職
 群馬縣富岡町本城寺住職
 東京市芝區三田三丁目四番地蓮乘寺住職
 全市全區三田四丁目十六番地長運寺住職
 池上檀林教師
 東京府下荏原郡池上村林昌寺住職
 全府全郡浦田村圓花寺住職
 埼玉縣北葛飾郡大廣戸高應寺住職
 東京府荏原郡蒲田村妙典寺住職
 全府全郡品川蓮長寺住職
 神奈川縣橋本郡菊名村蓮光寺住職
 東京府荏原郡池上村現境院住職
 全府全郡全村養源寺住職
 全府全郡全村長勝寺住職
 千葉縣夷隅郡總野村長勝寺住職
 全縣全郡大楠村妙勝寺住職
 東京府荏原郡池上村嚴言院住職

熊澤 秀天
 末吉 惠遠
 中野 顯朗
 伊藤 日明
 米田 稔靜
 金山 一道
 吉村 要濟
 守本 文靜
 加藤 文雁
 田中 茂海
 酒井 日慎
 田中 日嶺
 布施 輝玄
 末崎 快存
 藤田 日篤
 眞保 妙須
 鈴木 日諦
 渡邊 惠隆
 西川 惠孝
 家所 謙立

東京府全郡全村西之院住職
 全府全郡全村本妙院住職
 全府荏原郡池上村心淨院住職
 全府全郡全村本成院住職
 全府全郡全村常仙院住職
 全府全郡全村南之院住職
 全府全郡全村東之院住職
 千葉縣夷隅郡總元村部田德性寺住職
 東京府荏原郡池上村永壽院住職
 靜岡縣有渡郡不二見村々松海長寺住職
 東京府荏原郡下大崎村本立寺住職
 全市芝區白金台町二丁目妙圓寺住職
 全市全區白金今里四番地覺林寺住職
 全市全區荏原郡目黒村元中目黒正覺寺住職
 全市麻布區櫻田町長幸寺住職
 全市全區北日下窪町廿六番地法典寺住職
 全市全區全町廿八番地長耀寺住職
 全市全區全町三十三番地清德寺住職
 全市全區宮村町安全寺住職
 全市全區一本松町本善寺住職

池田 祥泰
 樋口 日慈
 渡邊 日清
 淺野 文尚
 石塚 辨量
 宮崎 隨嚴
 村上 慈養
 島田 堯溫
 田中 存要
 加藤 日相
 貫名 日造
 坂輪 日堯
 本間 海解
 中西 詮中
 樋山 日慈
 相澤 順學
 山口 海近
 石川 孝順
 奧 信淨
 星野 貞溫

郵	
<p>書狀</p> <p>目方二匁迄 二錢 同 四匁迄 四錢 同 六匁迄 六錢</p> <p>右ノ割合ヲ以テ目方二匁迄ヲ増ス 毎ニ税金二錢宛ヲ増ス</p> <p>端書</p> <p>並端書 一錢 往復葉書 二錢</p> <p>書籍、帳簿、印刷物、寫眞、 書畫、見本品ノ類</p> <p>目方三十匁迄 二錢 同 六十匁迄 四錢</p> <p>右ノ割合ヲ以テ目方三十匁迄ヲ増ス 毎ニ税金二錢宛ヲ増ス</p> <p>但書籍類ハ一束ノ目方三百匁迄 見本及雛形ハ八百匁迄ニ限ル</p>	<p>新聞紙及雜誌</p> <p>逓信省認可ノ文字アル新聞紙及雜誌 誌一號一個ニテ差出スモノハ</p> <p>目方十六匁迄 五厘 同 卅二匁迄 一錢</p> <p>右ノ割合ヲ以テ目方十六匁迄ヲ増ス 毎ニ税金五厘宛ヲ増ス</p> <p>但一個ノ重量三百匁ヲ過クベカラズ</p> <p>二號又ハ二個以上ヲ一束ニシテ差出スモノハ</p> <p>目方十六匁迄 一錢 同 卅二匁迄 二錢</p> <p>右ノ割合ヲ以テ目方十六匁迄ヲ増ス 毎ニ税金一錢宛ヲ増ス</p> <p>但一個ノ重量三百匁ヲ過クベカラズ</p>
便	
<p>書留手數料</p> <p>郵便物一個ニツキ 金六錢</p> <p>別配達料</p> <p>東京東部大阪ハ 十錢 右ノ外郵便局アル地ハ 六錢 郵便局ナキ地ハ 六錢 路程十八丁迄 六錢 十八丁以上 十二錢 三十六丁以上 十八錢 五十四丁迄 十八錢</p> <p>以上右ノ割合ニテ路程十八丁迄ヲ増ス 毎ニ別配達料六錢宛ヲ増シテ納ムベシ</p>	

<p>千葉縣香取郡多古町水戸法眼寺住職 東京市芝區三田小山町圓德寺住職 全市全區全町長久寺住職 全市麻布區飯倉町三丁目眞淨寺住職 全市全區全町三丁目一乘寺住職 全市全區永坂町大長寺住職 全市全區今井町眞性寺住職 全市全區全町蓮妙寺住職 全市全區全町圓通寺住職 全市淺草永住町九十四番地經王寺住職 埼玉縣北足立郡戸塚村本行寺住職 東京市淺草區新谷町幸龍寺住職 全市全區松葉町實相寺住職 全市全區永住町蓮光寺住職 全市芝區三田四國町清正堂 全市全區金杉濱町正傳寺住職 全市全區全町圓珠寺住職 全市京橋區木挽町九丁目妙法堂に於て 全市全區長崎町二丁目庚申堂主 全市淺草區高原町大仙寺住職</p>	<p>宮田 慈任 佐野 戒辨 田々邊 貞顯 柴崎 文海 岩崎 日實 矢島 日與 長坂 日眞 中里 日勝 吉田 菖良 中島 日猷 中島 惠運 家合 日玄 市川 日悟 望月 觀解 三津 日慧 川日 日浩 村上 日鈴 豐永 日良 齋藤 智海 塚本 日勤</p>	<p>東京市淺草區松葉町本覺寺住職 全市全區北松山町玉泉寺住職 全市全區永住町眞立寺住職 全市下谷區南船荷町法養寺住職 全市芝區白金三光町支照寺住職 全市全區二本榎元町圓眞寺 全市全區二本榎二丁目則惺寺住職 千葉縣千葉郡坪井安養寺住職 東京市小石川區指ヶ谷町延壽院住職 全市全區今町仙應院住職 全市全區白山前大乘寺住職 全市全區白山前福相寺住職 埼玉縣北足立郡新吉妙願寺住職 東京市本郷區駒込蓬萊町帶妙寺住職 全市全區全町長元寺住職 全市全區西須賀町大恩寺住職 全市下谷區谷中坂町卅番地本壽寺住職 全市全區全町六十五番地信行寺住職 全市全區全町五十九番地妙傳寺住職</p>	<p>松田 日輝 豐田 教寬 磯野 宣了 熊谷 日進 永喜 海韶 稻田 海素 飯田 日靜 江間 桂秀 矢倉 智靜 設樂 睿通 高橋 日貞 河瀬 智宏 金子 厚山 鷺野 日慧 淺野 普門 檀村 日淨 友枝 玄澄 西山 旭善 皆川 泰靜 酒井 日瀨</p>
--	---	--	--

郵便爲替及電信爲替差出方及受取方心得

●爲替證書一枚の金高は三十圓を限り端數は厘位を限るべし
 ●爲替料は路程の遠近に拘らず左の割合とす
 同 爲替金高 五圓迄 四錢
 同 同 十圓迄 六錢
 同 同 廿圓迄 十錢
 同 同 三十圓迄 十五錢

●爲替を差出すものは郵便局又は爲替取扱所にて爲替額書の用紙を申受け之に爲替金高年月日爲替人名を印すへき局名、差出人の宿所氏名を郵便切手を貼し之に爲替料と共に出して爲替證書を受取り自費にて此證書を受取るに送るべし
 ●爲替金を受取るには爲替證書の表面受取人記名調印の部に氏名を印し捺し拂渡局に行きて其證書を差出し其局にて尋ねる差出人受取人の宿所氏名其他諸件を明に答へ爲替金を請取るべし

●電信爲替證書一枚の金高は三十圓を限り端數は圓に滿ざる端數を差出すべからず
 ●爲替料は路程の遠近に拘らず左の割合とす
 同 爲替金高 五圓迄 二十八錢
 同 同 十圓迄 三十五錢
 同 同 二十圓迄 四十五錢

●電信爲替の差出方は通常爲替に同じ
 ●電信爲替證書は拂渡局にて製し爲替金高其他を受取るに通知するものなれば受取人は其通知書の日付より七日以内は拂渡局に至りて相當の手續をふして爲替證書を請取るべし

●小爲替證書一枚の金高は參圓を限り端數は厘位を限るべし
 ●爲替料は證書一枚につき金三錢郵便切手を以て之を納むべし

東京下谷區谷中坂町六十八番地妙情寺住職	神保 辯靜	東京市下谷區谷中坂町佛心寺住職	眞壁 泰俊
全市今區谷中延壽院住職	長谷川 本十	全市今區谷中瑞輪寺住職	功刀 日慈
全市今區谷中上三崎南町感應寺住職	井上 日龍	全市今區谷中常在寺住職	佐久間 日境
全市今區谷中町十九番地大雄寺住職	藤島 本祖	全市今區谷中町妙雲寺住職	藤崎 日研
全市今區谷中町廿一番地大行寺住職	尾藤 勝運	全市今區谷中本行寺住職	田中 日乘
全市今區谷中坂町七十番地上聖寺住職	大川 日諦	全府日暮里村經王寺住職	小野 日登
全市今區谷中上三崎南町妙行寺住職	加藤 智日融	全市今區谷中坂町九十番地長運寺住職	川名 教侃
全市今區谷中三崎南町妙法寺住職	井上 日道	全市今區谷中日暮里妙隆寺	福田 觀學
全市今區谷中三崎町妙圓寺住職	長野 戒壇	全市今區日暮里元谷中本村長善寺住職	秋元 智明
全市今區全町長久寺住職	津田 榮温	全市今區全村善性寺住職	大炊 日焉
全市今區全町大圓寺住職	加藤 泰運	全市淺草區永住町百九番地東陽院住職	池田 是聞
全市今區全町立善寺住職	滿島 隆直	全市今區全町長遠寺住職	島野 日稱
全市今區全町宗林寺住職	山本 隆養	全市今區南松山町正覺寺住職	草ヶ谷 是要
全市今區全町長明寺住職	柳下 即善	全市今區北稻荷町蓮城寺住職	平山 孝順
全市今區谷中福相寺住職	大熊 日精	全市今區谷中北三崎町長養寺住職	永井 琳如
全市今區谷中安立寺住職	遠藤 日禹	全市淺草區榮久町百廿七番地實相寺住職	山田 徑定
全市今區谷中三崎北町本立寺住職	竹村 日長	全市今區今戸町百九番地妙高寺住職	今村 隨順
全市今區全町養傳寺住職	加藤 壽海	全市本所區表町實相寺住職	沖 鳳了
全市今區全町中坂町一乘寺住職	石井 見如	全市今區押上町廿一番地最教寺住職	高池 容修
	前田 堯明	全市淺草區永住町三十六番地妙福寺住職	駒野 日修

東京芝罘白金三光町百二番地本妙寺住職	小林 要妙	羽後南秋田郡脇本村本明寺住職	廣幡 旗雲
神奈川縣鎌倉郡川口村龍口寺宗學林教師	岸 顯妙	下野下都賀郡水代村字榎本大中寺住職	香川 圓瑞
全縣全郡全村本蓮寺住職	磯野 日治	福井縣南條郡武生町深草金剛院住職	青木 隆元
全縣全郡全村常立寺住職	藤田 唯進	越前國敦賀町泉永嚴寺住職	福田 見洲
全縣全郡腰越津村觀行寺住職	出光 日昇	東京南豐島郡下遊谷村福昌寺住職	新川 末參
全縣全郡慈雲寺住職	水野 智圓	全市麻布區飯倉町瑞瑞光寺住職	松岡 培心
埼玉縣北足立郡神脇村妙義寺住職	大山 日泰	全市全區一本松町賢崇寺住職	香田 隨芳
千葉縣東葛飾郡中山村日蓮宗檀林教師	照山 日榮	全市全區今井町大泉寺住職	酒井 仙洲
東京市淺草區吉野町正法寺住職	野坂 桂山	全市芝罘三田宗清寺住職	中西 太岳
埼玉縣比企郡唐子村字神戶妙昌寺住職	佐野 文高	全市赤坂區水川町盛德寺住職	岩井 福洲
京都市宇治郡宇治村天真院黃檗宗教報社	進藤 惠觀	埼玉縣幡羅郡奈良村常樂寺住職	國生 祥雲
埼玉縣秩父郡吾野村大字大川全昌寺住職	清原 雄全	近江國高島郡安曇村江月庵住職	林 石峯
越後三島郡與板町德昌寺住職	長谷川 禪山	長野縣東築摩郡和田村萬年寺住職	久澤 泰應
甲斐北巨摩郡龍岡村法傳寺住職	田中 整洲	千葉縣安房郡西岬村東傳寺住職	島地 春巖
伊豫國越智郡山削村大字佐鳴西方寺住職	田中 祖教	東京府南豐島郡上澁谷村長泉寺住職	庄司 萬戒
渡島國福山新築町廿九番地龍雲院住職	花園 道堅	全府全郡千駄ヶ谷村瑞圓寺住職	越緒 玄鶴
越後國西蒲原郡善光寺村真讀般若臺	高橋 道可	全府荏原郡馬込村万福寺住職	北越 戒定
全國古志郡石坂村定正院住職	原 詰龍	全市麻布區本村町圓澤寺住職	大迫 希雄
丹後熊野郡下佐野村圓頓寺住職	寺林 祐海	全市小石川區戶崎町喜運寺住職	新井 慈剛

東京市小石川區表町傳通院住職	久保 了寬	東京市淺草區南元町林照院住職	大導寺 貞道
全市全區全町真塚院住職	茅根 學順	全市下谷區池ノ端七軒町心行寺住職	上野 正道
全市全區全町慈眼寺住職	越岡 俊岡	全市全區入谷町良感寺住職	稻岡 教恩
全市全區全町景久院住職	三池 勇善	全市本鄉區湯島兩門町講安寺住職	山峯 良道
全市本鄉區本郷六丁目法真寺住職	淺野 松月	全市下谷區北稻荷町宗源寺住職	齋藤 嶺哉
全市全區元町二丁目昌清寺住職	竹中 堯純	全市淺草區田島町誓願寺住職	荻原 靈堂
肥後熊本阿彌陀寺	水野 貫龍	全市全區松葉町長圓寺住職	蓮沼 治嚴
東京市京橋區築地三丁目源正寺住職	松浦 貞憲	全市全區柴崎町稱往院住職	野々部 平契
全市淺草區神吉町源良院住職	中村 真隨	全市全區田島町迎接寺住職	藤木 澤隨
全市牛込區市ヶ谷藥王寺前町淨榮寺住職	香坂 智圓	全市下谷區北稻荷町盛雲寺住職	久保田 量壽
全市四谷區寺町西念寺住職	石井 大靜	全市芝罘地安蓮社	香月 全戒
全市本鄉區元町二丁目興安寺住職	峰川 讓	全市京橋區築地三丁目	澤 義藏
全市淺草區榮久町龍寶寺住職	朝倉 福丈	全府下荏原郡大井村西光寺住職	芳賀 玄諦
全市全區老松町壽松院住職	木村 良雄	全府全郡大森村德淨寺住職	藤原 祐信
全市全區全町長壽院住職	藤川 旭應	全市麻布區東町淨光寺住職	伊東 海崇
全市全區全町信々院住職	岩永 貞應	全市四谷區元敷ヶ橋南町正見寺住職	駒井 離間
全市全區南元町智光院住職	忍 靈孝	相模國高座郡豐島村字田戶聖德寺住職	伊藤 勇旃
東京市淺草區老松町其稱院住職	阿部 寶嚴	全國全郡御所見村御所見小學校	伊東 覺念
全市全區南元町法林寺住職	松岳 眞達	全國全郡座間村字四ヶ谷淨土寺住職	崇本 眞順
		全國全郡倉見村行安寺住職	吉水 宏禪

小包郵便便		小包郵便便		小包郵便便		小包郵便便		小包郵便便	
里程	量目	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ
二十里	六錢	八錢	拾錢	拾貳錢	拾四錢	拾六錢	拾八錢	拾九錢	貳拾錢
四十里	七錢	拾貳錢	拾四錢	拾六錢	拾八錢	拾九錢	貳拾錢	貳拾貳錢	貳拾四錢
六十里	八錢	拾四錢	拾六錢	拾八錢	拾九錢	貳拾錢	貳拾貳錢	貳拾四錢	貳拾六錢
八十里	九錢	拾六錢	拾八錢	拾九錢	貳拾錢	貳拾貳錢	貳拾四錢	貳拾六錢	貳拾八錢
一百里	拾錢	拾八錢	拾九錢	貳拾錢	貳拾貳錢	貳拾四錢	貳拾六錢	貳拾八錢	貳拾九錢
一百五十里	拾貳錢	貳拾錢	貳拾貳錢	貳拾四錢	貳拾六錢	貳拾八錢	貳拾九錢	貳拾壹錢	貳拾貳錢
二百里	拾四錢	貳拾貳錢	貳拾四錢	貳拾六錢	貳拾八錢	貳拾九錢	貳拾壹錢	貳拾貳錢	貳拾三錢
二百五十里	拾六錢	貳拾四錢	貳拾六錢	貳拾八錢	貳拾九錢	貳拾壹錢	貳拾貳錢	貳拾三錢	貳拾四錢
三百里	拾八錢	貳拾六錢	貳拾八錢	貳拾九錢	貳拾壹錢	貳拾貳錢	貳拾三錢	貳拾四錢	貳拾五錢
三百里以外	貳拾壹錢	貳拾八錢	貳拾九錢	貳拾壹錢	貳拾貳錢	貳拾三錢	貳拾四錢	貳拾五錢	貳拾六錢

第一條 小包郵便料ハ小包郵便物ノ重量及ヒ其差立局ヨリ別表ニ依リ之ヲ徵收ス

第二條 郵便物ハ其重量ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ徵收ス

第三條 小包郵便物ノ容積及ヒ

第四條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第五條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第六條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第七條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第八條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第九條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

第十條 小包郵便物ノ容積ハ長二尺二寸、幅一尺二寸、厚五寸ヲ超過スルコトナラズ

武藏		相模		安房		上野		下野		常陸		上野		下野	
國	名	國	名	國	名	國	名	國	名	國	名	國	名	國	名
武藏	藏	相模	模	安房	房	上野	野	下野	野	常陸	陸	上野	野	下野	野
二十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里	四十里
六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里	六十里
八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里	八十里
一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里	一百里
一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里	一百五十里
二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里	二百里
二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里	二百五十里
三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里	三百里
三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外	三百里以外

東京局ヨリ各地小包取扱局ニ至ル里程表

取扱局名

千佳王子山野品川浦和大宮龍谷小松川八王子神奈川
 横濱深谷所澤板橋中野小平川越上尾赤羽浦集川崎
 保土ヶ谷越谷幸手杉戸新座行田
 本庄十宮鷺見玉
 横須賀浦賀藤澤大磯戸塚鎌倉平塚國府津
 小田原湯本宮下箱根
 箱山
 木更津東金茂原
 大宮勝浦
 千葉佐倉古河市川船橋取手成田木下水海道
 結城銚子
 土浦
 水戸下館石岡夫戸太田湊磯濱
 前橋高崎伊勢崎桐生伊香保富岡新町藤岡安中磯部横川
 沼田中之條澁川富林
 草津
 小山
 宇都宮太田原鹿沼日光栃木佐野足利矢板氏家今市石橋
 喜連川黒羽真岡烏山祖母ヶ井足尾
 黒羽

阿讚伊土播美備備安周長丹丹但

波 岐 豫 佐 磨 作 前 中 後 藝 防 門 波 後 馬

二百五十里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
三百里マテ
三百里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
三百里マテ
三百里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ
二百五十里マテ

德島無養 鹿町川崎 小松島宮岡
池田
長尾東三本松引田志度土庄
高松丸越多度津阪出琴平觀音寺
岡山今治三津濱久萬町川之江西條
八幡濱宇和嶋卯ノ町大洲
高知伊野須崎佐川越知安藝赤岡
中村
明石姫路高砂網干赤穂龍野
加古川飾磨
津山勝山久世弓削古町
岡山和氣金川西大寺味野
會敷玉島總社
笠岡高梁井原
尾ノ道福山三原三次
廣嶋吳江田島可部吉田竹原
岩國新湍
山口柳井徳山三田尻宮市小郡
赤岡關船木長府小月萩大田正明市
龜岡園部
福知山篠山柏原
舞鶴宮津峰山岩瀧久美濱
豊岡小野和田山八鹿湯島出石

出雲國松江市松江寺町東林寺住職	平野 大隆	京都市下京區大佛東瓦町智積院內	瀧 承天
全國全市堅町信樂寺住職	吉水 哲譽	全市全區御幸町夷川北九番戶 正五位	谷 鐵臣
石見國瀧摩郡宅野村向西寺住職	中木 存貞	全市上京區御池通間ノ町西入高宮町	山崎 惠純
尾張國東海郡津嶋町西方寺住職	安部 圓應	京宗本山佛光寺執事補	佐々木 良祐
東京市下谷區入谷町靜蓮寺住職	新田 達定	近江高島郡海津寶幢院住職 權少僧都	中谷 範壽
全市淺草區神吉町向龍院住職	森本 早音	京都市下京區六波羅蜜寺住職 大僧都	玉井 豊如
全市下谷區金杉村安樂寺住職	伊東 碩乘	全市下京區六角堂內愛染院兼住	川口 宥充
全市全區入谷町英信寺住職	嘉藤 賢定	全市全區東瓦町智積院內	片野 眞興
全市全區全町泰壽院住職	麻谷 圓眞	全市全區松原通烏丸町平等院住職	小鷹 諦觀
全市淺草區神吉町大照院住職	千葉 隆海	全市淨土宗大本山知恩院門跡	日野 靈瑞
全市小石川區表町善光寺住職	本多 圓隨	全 上執事	白籠 辨智
全市全區全町宇台院住職	神保 澤善	全 上幹事	千野 學誠
全市本鄉區駒込蓬萊町瑞泰寺住職	北川 貞辨	紀伊國前永正寺住職	奥 了實
全市小石川區小日向臺町二丁目大圓寺	佐藤 興道	京都市護念寺住職	佐竹 激禪
全市全區金富町龍閑寺住職	吉井 玄猛	全市妙嚴院住職	吉水 法住
全市全區表町見樹院住職	高橋 玄道	全市空也寺住職	宇都宮 善道
全市全區全町法藏院住職	豐田 立本	全市智恩院內	日野 宗瑞
全市全區全町福聚院住職	布施 諱山	全市臨濟宗本山建仁寺住職	竹田 默雷
全市全區全町光雲寺住職	沙門 勝海	全市大雲院住職	小林 大承
京都市下京區大佛東瓦町智積院內	濱田 法尊	全市本山妙滿寺中正行院住職	田上 寛靜

群馬縣前橋市立川町六番地妙安寺住職
 東京市京橋區築地三丁目長壽寺住職
 全寺本所區林町一丁目彌勒寺執事
 全市全區元町大徳院住職
 全市全區公園地安養院住職
 信州小諸町海徳院住職
 信州小諸町成徳寺住職
 信州小諸町光善寺住職
 信州上田町月照寺住職
 信州上田町大徳寺住職
 信州埴科郡南條町耕雲寺住職
 信州埴科郡善光寺大勸進執事
 信州埴科郡善光寺大勸進執事
 信州埴科郡徳徳院住職
 信州埴科郡徳徳院住職
 越後新發田町大谷派別院住職
 越後新發田町大谷派別院住職
 越後新發田町大谷派別院住職
 越後新發田町大谷派別院住職

九條 殿英
 伊東 玄順
 關 俊道
 松橋 祐善
 千葉 寛鳳
 津田 徳賢
 尾臺 眞峰
 小野 龍導
 碓井 勇海
 中村 元徳
 荒井 大超
 柳田 忍應
 山田 最謙
 久保田 周三
 林 海造
 瑞穂 圓海
 山口 被鏡
 星多 仁壽
 本村 淨林
 住 本 俊信

越後刈羽郡柏崎町開光寺住職
 全專福寺住職
 全淨敬寺住職
 全正福寺住職
 全勝願寺住職
 全了念寺住職
 越後南蒲原郡見附町智徳寺住職
 越後南蒲原郡三條町大谷派別院輪番
 越後全郡全町大谷派別院役僧
 越後新發田町瑞雲寺住職
 上州高崎善念寺住職
 同前橋々林寺住職
 同隆興寺住職
 同曹洞宗支局詰
 曹洞宗務本局詰
 同
 武藏八王子大法寺住職
 東京市駒込区法蔵寺住職
 同麻布光林寺住職
 同小日、瑞雲寺住職

井上 宗雄
 毛利 成往
 永寶 諸福
 芳藤 海順
 芳藤 崑舟
 藤江 受信
 熊倉 琳貞
 阿原 賢明
 濱邊 憲瑞
 近藤 同顯
 鈴木 春晃
 増田 黙童
 河山 禪山
 大瀧 卓雄
 新井 右禪
 長谷川 素充
 萩原 日靜
 奥村 實應
 菅原 義范
 横内 即勝

東京市石川 四寺住職
 同駒込光源寺住職
 同淺草 野町念仏院住職
 武藏八王子大法寺住職
 同種樂寺住職
 上州藤岡町西蓮寺住職
 千葉縣大羽郡環村
 陸前石巻郡壽寺住職
 信州飯山町觀音寺住職
 越後新湯淨泉寺住職

相神 廓嚴
 嶋田 俊祥
 奥世 隆眞
 萩原 日靜
 阿川 貫珠
 艸香 唯道
 鈴木 法嚴
 濟度 惠常
 小坂 得隆
 山代 道策

越後新湯淨泉寺住職
 同栢崎香積寺住職
 同曹洞宗務分局幹事
 同刈羽郡鰐波村妙智寺住職
 同大津村虛空藏庵住職
 同洞雲寺住職
 同榎原村普光寺住職
 同日吉村深光寺住職
 同西蒲原郡赤塚村大慈寺住職

今泉 覺了
 小林 童牛
 石井 默庵
 牧岡 來關
 鷲栖 活水
 中村 足慧
 尾崎 道仙
 須田 慶存
 笹川 禪燈

此他名譽賛成の諸賢頗る多く本書印刷急を要し間に合ひかね候故不得止再刷の折追加する事となせり

明治廿七年十二月現在明教保險株式會社代理店左ノ如シ

東京府下荏郡品川町	杉浦作次郎
東京府下南多摩郡八王子町	中藤彌左衛門
武藏銀行	矢島彦太郎
東京府下北多摩郡府中町	鈴木善兵衛
武藏銀行支店	掛川銀行支店
神奈川縣橫濱市翁町二丁目	足助喜兵衛
靜岡縣靜岡市吳服町三丁目	藤井運平
靜岡縣沼津町	柴田量平
群馬縣前橋市神明町廿壹番地	高橋鶴太郎
群馬縣高崎田町	能勢鐵三郎
群馬縣藤岡町三百八十九番地	櫻井仁太郎
千葉縣千葉本町三丁目	大野市平
千葉縣佐原町	吉田傳左衛門
千葉縣成田町大字成田	杉山鶴太郎
千葉縣佐倉町	
長門縣上田町六百六十九番	
長野縣長野町長野商社々長	前島基助
新潟縣新潟市礎町通二之町	南助吉
新潟縣柏崎町字今町	岸本萬次郎
新潟縣直江津町	田邊悟策
新潟縣高田町字横區	神林佐右衛門
新潟縣糸魚川町	清水與右衛門
新潟縣柿崎町	河端茂良
新潟縣西蒲原郡吉田村	木部孫作
新潟縣西蒲原郡赤塚村	工藤太郎
新潟縣中頸城郡小出雲村	小林周作
青森縣青森市大字濱町	柏原源四郎
青森縣南津輕郡黒石町字精町	鳴海理兵衛
關東二戸郡八戸町大字八日町	石岡德次郎
官地縣田島日本酒問屋	酒井泰
株式會社支店	

宮城縣牡鹿郡石卷裏町	中島善守	奈良縣葛下郡高田町	奧村商行
大坂府西成郡難波村大字難波上ノ町	難波銀行	全十市郡田原本町	田原本銀行
全堺市寺地町西四町代理店	指吸銀行	滋賀縣坂田郡長濱町字南鰯	石居四郎平
大坂府豊島郡池田町	西宮銀行池田支店	滋賀縣愛宕字愛知川	成宮彌治右衛門
大坂府川邊郡伊丹町	田端四郎左衛門	全縣蒲生郡八幡町字永原	野間庄兵衛
福井縣南條郡武生町字櫻	三田村甚十郎	石川縣江沼郡山中村	塚田久
全縣坂井郡三國町字松ヶ下	名村忠治	全縣全郡山代村	穗積忠左
全縣敦賀郡敦賀町字浪花	中村七左衛門	兵庫縣兵庫市西出町	共融銀行
全縣坂井郡丸岡町	酒井正造	福岡縣久留米市片原町	左々治
福井縣福井市相生町	三好助右衛門	第六拾壹國立銀行	平瀨藤太
岐阜縣安八郡大垣町	眞利銀行	鹿兒島縣大島郡名瀬港	樋口萬藏
岐阜縣岐阜市	濃厚銀行	第七拾九國立銀行支店內	伏見出張所
岐阜縣羽栗郡笠松町	杉山茂	京都府相樂郡木津町 第六拾	大津出張所
奈良縣高市郡八木町	八木銀行	八國立銀行木津出張所内	彦根出張所
奈良縣十市郡櫻井町	八木銀行支店	京都府紀伊郡伏見町字肥後	姫路出張所
奈良縣葛上郡御所町	大和銀行支店	滋賀縣滋賀郡大津町字上百石	
		全縣犬上郡彦根町字本	
		兵庫縣姫路市地内町	

2A-69

明治廿七年十二月廿七日印刷

非賣品

明治廿七年十二月卅一日發行

東京市京橋區三十間堀壹丁目貳番地

明教保險株式會社令員

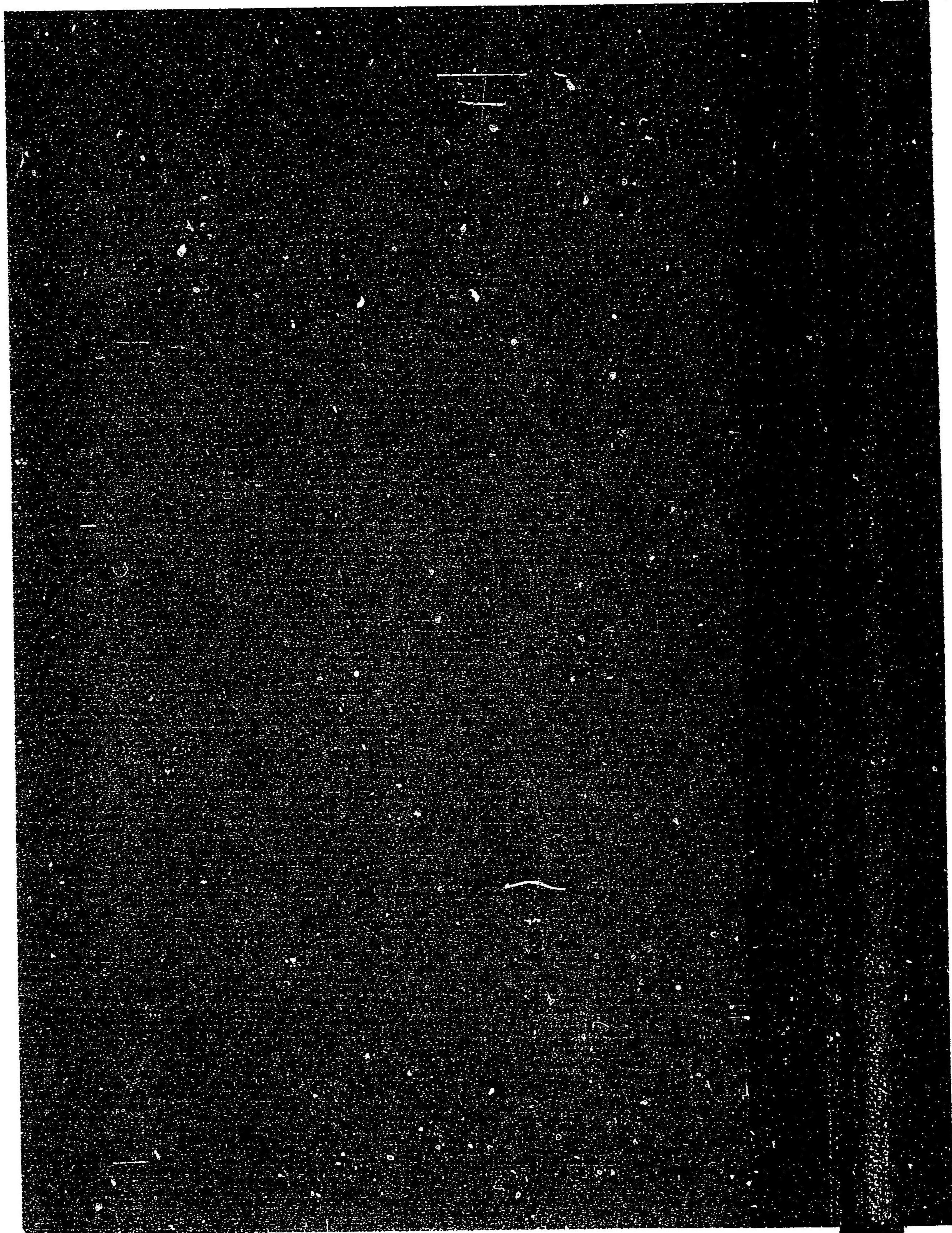
發行者 渡邊義方

東京市京橋區三十間堀貳丁目壹番地

印刷者 染谷仙三

東京市京橋區三十間堀貳丁目壹番地

印刷所 明教社印刷所



03

保險節用

明教保險株式会社

国立国会図書館

041266-000-3

特52-224

保險節用

渡辺 義方 / 刊

M27. 12

BDF-0477

